

第六十七回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会公聴会会議録第一号

昭和四十六年十二月二十二日(水曜日)
午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 長谷川 仁君
理事 楠 正俊君
丸茂 重貞君
松井 誠君
森中 守義君
矢追 秀彦君
高山 恒雄君
岩間 正男君

委員

事務局側

常任委員会専門員 相原 桂次君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君
常任委員会専門員 竹森 秋夫君
常任委員会専門員 中島 博君

公述人

明治大学教授 一泉 知永君
東海大学教授 田中 直吉君
東京都家庭相談員 金城 芳子君
評論家 金城 幸俊君
三越相談役 梶谷 善久君
民社中小企業政 瀬長 良直君
治連合副本部長 武藤 武雄君
元日本医師会常 遠藤 朝英君
任理事 新里 恵二君
弁護士 永田 一郎君
法政大学教授 永田 一郎君

本日の会議に付した案件

- 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
- 沖繩平和開発基本法案(衆議院送付、予備審査)
- 沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会公聴会を開会いたします。

本日は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、沖繩平和開発基本法案、沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各案件につきまして、午前四名、午後六名の公述人の方々から御意見を伺います。この際、公述人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、年末でもございます。まことに御多忙のところ御出席いただきまして、深く感謝申し上げます。

本委員会は、付託されております沖繩関係諸法案につきまして審議を進めている次第でございますが、本日は、本問題について皆さま方のそれぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の私どものこの本委員会の審査の参考にいたしたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、名古屋におきましても地方公聴会を開いておりますので、ごらんのとおり、非常に出席が少ないようでございますけれども、委員十九名がそのほうに出席しておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより公述人の方々に順次御意見を述べ願うのでありますが、議事の進行上、お一人十五分程度でお述べ願ひまして、公述人の方々の御意見の陳述が終了しましたあと、各委員の質疑を行なうことにいたしますので、御了承願います。 それでは、まず、一泉公述人をお願いいたします。

○公述人(一泉知永君) ただいま御紹介にあずかりました明治大学の一泉でございます。この重要な本委員会において私見を述べさせていただきます機会を得ましたことをたいへん光榮に存じます。

限られた時間でございますので、たくさん申し上げたいことの中で幾つも申し上げかねるかと思ひますが、まず、今日の沖繩問題は、基本的にはアメリカの軍事的な破綻とドルの経済的破綻、この二つの破綻がもたらした沖繩に与えた影響をいかにという面でありまして、そのあらわれが沖繩の基地の問題であります。また一つには今日ドル被害という形で沖繩が苦しめられておる、この二つの問題が現実には露呈してきているわけでありまして、まず、一番目に、円切り上げによるところのドル被害という問題につきましては、過般十月九日に、非常に不十分な形でしか処置が行なわれておりませんけれども、ところが、円切り上げによるところの物価騰貴とその反対の所得の減少という二つの面から沖繩がいま苦しめられておる。で、今日、琉球政府におきましても緊急に通貨対策本部が設けられたというニュースを聞いておりますが、実は法案の中にございましては、通貨交換及び債権債務の決済の比率だけが明示されておるだけで、所得ということばないしは概念は全然含まれておりません。ことに物価騰貴の転嫁先を持たない賃金労働者に対する所得問題には一切触れていないということがまずあげられなければならないかと存じます。ことにこの補償問題が十分であるということは、沖繩の苦しめられておる現地の人々の立場からいいますと、一日も早く円に切りかわりたい、すなわち本土復帰したいという気持ちをおおりに立てる。あおり立てること、一面けつこうであります。そのことは復帰問題を静かに考える物質的余裕と時間的余裕を与

えないという、非常に政治的な効果をねらった意味があるとは理解しております。

それから、第二番目には、基地問題であります。これは多く言われておりますように、今度の復帰問題が軍事優先である、と申しますことは、わずかに百万の沖縄に六千八百人という自衛隊が配置され、なお現にアメリカ軍が四万五千人もおると言われている。これを本土の一億に直してみますと、自衛隊で六十八万、米軍で四百五十万に相当する。こういうことは、本土では想像もできないこととございます。また、自衛隊配備に關しましての予算が、聞くところによりますと、約一千百億と聞いておりますが、これは琉球政府の歳入から見ますところの財政規模約七百億に比べましても約倍近い金額でございます。しかも、四次防の予算が――変更があるやに聞いてはおりますが、かりに大ざっぱな計算をいたしますと、年割り約一億一千万になりましよう。そういたしますと、沖縄への軍事費というものはその一〇％に当たります。ところが、人口は一％でございます。一％の人口のところに一〇％の軍事費が支出されるということとは、密度にして十倍のものが沖縄におおいかぶされていくということで、このことを見ましても、軍事優先であるという形に理解する以外にはないと思ひます。

それから、土地の暫定使用の問題に關係いたします中では、基地リストが御承知のようにA、B、Cと発表されておりますけれども、そのA、B、Cそれぞれが総面積幾らであるかというところは、さっぱり明示されておられません。そういうような総面積も明示されないで、しかも、それが収用という形で強制されるということは何としても納得できない問題であります。

それから、この暫定使用につきましましては、憲法学者あるいは土地法学者からいろいろな点につきまして疑義が出ておりますので、あえて私はここでは触れませんが、このように、基本的には基地の存続には絶対反対でありますけれども、ただ現実問題といたしまして、日本政府がやった解決の

しかたは、軍用地代的大幅な値上げという形で現実を処理しようとしておられる。そのようなやり方は、実は残念ではございますけれども、現在あるその状態をそのまま継続するか、もとの状態に回復されるかというような選択を認めませんで、軍事的な自衛的な提供であるか、あるいは軍事的な強制収用であるかというような、軍事的使用のワケの中でのみ選択を認め、そして聴かなければいわれる事前手続なしに強制収用する、こういう形で出てまいっておりますが、このことは、実はかつてのブライスマ案をめぐるまじりの沖縄の土地闘争の中で地主と住民が一体となつて戦つたあのエネルギーを、住民と地主を分断する形で事を解決しておる、こういう形で、言わなければならぬ形で解決されておる。もちろん具体的に、現実的には補償は多いにこしたことはございません。ところが、かりにこれを認めたといはしめても、今回六倍の値上げと申しましても、本土の基地の軍用地代に比べてはるかに低いものであります。そのような形で事を解決するということは、沖縄の基地の危険性――核があるとか、あるいはガスだとか、諸危険の度合いから見まして、決して本土と同じような計算基準のもとで土地の軍用地代が算定されるべき性質のものではない。したがって、そのような形でなされるものは、実は本土以上の基地公害の補償金をそれには当然つけ加へらるべきだと考えております。

さらに、この土地問題に關連いたしまして、ただいま申しましたのはいわゆる軍事的な側面の土地問題でございますが、他面において平和的な土地問題と申しますのは農地法適用の問題がございしますが、実はこれにつきましましては、沖縄では一ヘクタール余を小作地の制限面積というふうにしてございしますが、この一ヘクタールは、鹿児島、宮崎、大分、あるいは九州の平均に比べましても大きいのです。しかも、沖縄の土地所有は零細土地所有が非常に多いのです。片一方に零細土地所有がたぐささんありながら、他面に九州の平均よりも

高い形で制限面積を認めるということは、他方において本土以上の大地主の存在を認め、かつ存続させるという形になります。これにつきましましては、戦後、日本の民主化過程の中で、財閥の解体と労働組合結成の自由と、もう一つ農地解放があるわけでございしますが、前二者につきましましてはともかくも、沖縄で経済開発をやつていきます中で最も重要なものは土地と水でございますが、その土地について、戦後過程を欠落させた沖縄をそのまま本土にジョイントすると申しますことは、結局、そのような農地解放の民主化過程を沖縄だけは欠落させて、戦後に体質をそのまま残したまま復讐させるということの意味するわけでございまして、これは平和的な土地使用の面に關しての重要な問題が含まれておるように思ひます。

それから、沖縄振興開発の問題につきましましては、御承知のように、沖縄振興知事が計画案をつくりまします。ところが、これに關連いたしましては、この開発庁設置法によりまして、総合計画を開発庁がつくりまして、案を知事がつくる。案よりはもろろん計画のほうがコンクリートな段階の問題でございしますから、力が強いわけでございします。そして、御承知のように総理大臣がこれを決定するわけでございしますが、この場合に、沖縄に総合事務局長がつくられ、事務局長が沖縄に総合事務局長と権限がどういうふうになるのか、あるいはその両者の間の考え方に、そこ抵触が起ったときに、これをどういう形で調整するか、これが全然触れられておりません。ただ、一面この救済処置といたしましては、審議会が設けられることになっておりますが、審議会そのものについてはあとでちょっと触れるといはしめて、とにかくにも、このような本土に例を見ないような形の総合事務局長ができて、その中で仕事などがどんどん押しまわされていく。しかも、総合計画をやってまいりますときには、当然、小さい島でございしますから、その中には市町村長との連絡という形が相当出てまいります。そういたしますと、

と、知事の頭越しと申しますか、あるいは背中越しと申しますか、直接開発庁の事務局長は市町村長と結びつく形が出てまいりましよう。そういう形で出てくるような現地パイプは、頭の頂点では日本政府にそのままジョイントされておると、そういうふうな形になります。知事がたな上げされて、いわば飾りものになる可能性なしは危険が十分にあると考えます。このことは、露骨なことを申しますと、言うなれば知事選挙対策という意味を持つておるのじゃないかとさえ推測されるわけでございします。それで、他面におきまして開発資金が出ていくときのパイプということと結びついてきます。そういう金の力で現地知事が操作されていくというような構造がございしますと同時に、そのことは、過般、自衛隊問題につきましまして治安出動はないということが新聞に報ぜられてございしますけれども、もしも日本政府が、おれがやったのではないのだというような免罪をやるために、現地知事への操作を通じて、知事によるところの要請出動ということが、もしもこのような構造である場合には、そういうことさえも予想されかねないわけですね。そういう形で出てまいりますと、かりに、もし再度コザ事件みたいなことでも起こりますれば、これは一体どういうことになるのか、たいへん危険なものを感じます。まして、御承知のように、大ざっぱに一括して申しますと、沖縄には保守、革新を通じて残念ながら本土に対する不信感の濃厚でございします。たまたま利害その他で通じ合う場合もございしますけれども、そういう小カッカでは通ずるところがあるけれども、大カッカではそこには不信というものがあつても、大カッカではそこには不信というものがあつても、ないしは行ったことのない、初めて行かれる方が現地で治安という形に接触をいたしますと、同じ沖縄の人間同士ですと、これは方言でございしても通ずる、あるいは身内、親戚という血のつながりもございしますし、何らかの形のインフォーマルなつながりがございしますけれども、そういうインフォーマルなつながりもない、ただ組織

的な対立関係だけが沖縄に持ち込まれた場合には、これはたいへんな悲劇になるのではないかと。まして、今日までは、言うなれば物理的にも感

覚的にも日本人とアメリカ人という識別がはっきりしており、ここで顔の色も、ことばも全く同じような日本人同士がこういふふうな争いをするということになりますと、まさにニクソン・ドクトリンのアジア人をしてアジア人と戦わしめるということが沖縄の中で行なわれる。さらに沖縄の世論が分かれてまいりますと、沖縄人同士を戦わせるというふうな核分裂をしていく形で代理戦争が行なわれかねない。こういうことだけは

何としても私は起こらぬようにしていただきたいと考えますし、またそのような方法はあろうかと存じます。

さらに、さき申しましたところの審議会の構成につきましては、過般、二十五名が三十名になるという変更がございましたのでございますが、この中を見ましても、やはり沖縄側のウエートは依然として低いことを感じます。

最後に、意見でありますと同時に希望でもございますが、対米請求権が強引に放棄せられた、このことにつきましては何としても納得がいたしかねる次第でございます。これにつきましては、過般の琉球政府の建議書の中に、対米請求権の特別措置法の立法化が希望されております。その考

ていたいただきたい、これで終わりにします。
○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

て変化いたします。今日におきましては、日本、韓国、台湾、フィリピンというような、いわゆる自由諸国を守るためには非常に重要な戦略的地位を占めておるのでありまして、沖縄の戦略的な価値というものは非常に高いものが現在でもあると思っております。

あの太平洋戦争におきまして、アメリカの戦略として、台湾を攻略するからには沖縄を攻略するということについて、戦争中意見が戦わされたというところを調べたことがあります。やはり沖縄のあの悲劇というものは、沖縄のこの比類のない戦略的な価値というものは、からきておるように思っております。また、朝鮮戦争あるいはベトナム戦争におきまして、沖縄がアメリカのきわめて重要な基地としてその役割りを演じたというところは、御承知のごとくであります。だから、アメリカは、戦後、沖縄に十五億ドル以上の巨費を投じて、そして巨大な基地を建設してきたのであります。やはり今日におきまして、アメリカは、日本、韓国、台湾、フィリピンその他の自由諸国を必ず守るという決意を示しておるだけではないに、戦略的にも重要な沖縄に基地を十分に備えておく、これが東アジアの抑止力を大いに高めておるのであります。それがやはり東アジアの平和と安全を維持しておると思っております。もしも沖縄返還協定や、あるいはこれに関連する法律案に反対される方々の言われるように、沖縄からアメリカの基地を全面的に即時撤廃したら、一体どうなるのでありましょうか。アメリカの抑止力は非常に減退されるのでありまして、単にアメリカの本土にあるICBMその他だけでは、極東の局地的な侵略に対処するのには不十分であります。この意味におきまして、私は、この法律案が暫定的にアメリカの基地の維持を定めておることに賛成するものであります。

第二に、最近米中の接近、ことにニクソンの中国訪問によりまして、この沖縄の戦略的な地位というものが大きな変化をしておるということが言われます。この問題について一言したいと思いま

す。今日、わが国の新聞あるいは一部の人たちが申しますように、アメリカが米華相互援助条約を廃棄し、アメリカが台湾の防衛の保障を撤回する、日本がこのアメリカに追随したとして日華平和条約を廃棄し、あるいは日本が台湾を完全に見捨てるといふようなことがあれば、もしもそういうことが現実になりければ、沖縄の戦略的な地位というのは大きく変化するということを予想するのであります。いま、沖縄だけではなく、アジア全体の国際情勢は大きな変化を生じ、あるいは大混乱を生ずるかもしれないのであります。なぜか——その理由をごく簡単に三つあげておきたいと思ひます。

一、台湾に対するアメリカの保障と日本の経済協力がいずれもなくなれば、おそらく国民政府は、結局、中国に屈服するか、あるいは国共合作の道を選ぶだろうと思ひます。今日、中国の軍事力について詳しく申し上げる時間はありませんが、中国が台湾海峡を渡って侵攻するだけの十分な海空軍を持つておるとは私は思ひません。しかし、長期にわたって台湾海峡をはさんで戦闘が続けられるならば、台湾の兵器あるいは燃料の補給に私は問題があるように思ひます。また、中国は今日中距離爆撃機あるいは中距離ミサイルを持つておるのであります。台湾に対する核攻撃の能力を備えておられます。したがって、米国の核の他の核保有国が保障しない限り、中国の核のおどかしに対して国民政府がはたしていつまで耐え得るか、また、台湾の住民がそれをいつまで耐え得るか、疑問であると思ひます。現在、台湾には約千四百萬の住民がおり、そしてほとんど台湾に住んでおる人々も、あるいは大陸から来た人々も、共産主義の支配下に入ることを必ずしも望んでおると思ひません。しかし、彼らが生活が苦しくなり、あるいは長期にわたって紛争が続くというところになれば、国共合作あるいは中国に屈服するという道を選ぶざるを得ないのではないかと、東アジアにおける自由陣営の防衛線であります日本列島

から台湾、フィリピン、インドネシアに連なる連携は断ち切られてしまおうとあるものであります。

二、もしもアメリカがこのように米華相互援助条約を廃棄するというふうなことをするとすれば、アジアの自由諸国はアメリカの集団防衛体制に対して全く信頼感を失い、アジア自由諸国はおそらくばらばらになるだろうと思ひます。このことは、単にこのアジアのみならず、アメリカが全世界に張りめぐらしてあります集団防衛体制に非常な大きなひびを生じます。あるいはNATOあるいは全米相互援助条約というものの対してもひびが生じてくるのではないかと思ひます。

三、もしも国民政府がこのような状態に追い込まれるようなことがあれば、おそらくソ連の軍事援助を受け入れ、ソ連が台湾防衛を引き受ける可能性が大きくなっていくことであります。皆さま方御承知のごとく、第一次の国共合作当時におけるソ連と国民政府との関係、あるいは日中戦争当時における国民政府とソ連との関係を見ますならば、中国共産党が存在しておったにもかかわらず、その関係は決して悪くはないのであります。また、現在もアラブ連合あるいはインドは、国内体制においては反共の線をとりておりますが、しかし、ソ連から軍事援助を受けておるのであります。九月十九日に訪米いたしました周書楷閣外相がNBCの放送のインタビューで、この台湾の立場が絶望的になった場合にソ連との同盟関係を結ぶこともあり得るということを述べておるのであります。ソ連にとりまして、中国を包囲する一環として、台湾の戦略的地位というものを利用することは非常に価値が大きいのであります。ソ連のその海軍力が外洋に進出する場合、あるいはインド洋への補給を確保する場合、台湾の価値は非常に大きいのであります。このような可能性が予見されたとすれば、おそらくアメリカは、国民政府の否認だとかあるいは台湾の保障を撤回するということは、決してアメリカの国益、ナショナル・インタレストに合致するとは思われ

ないのであります。中国にとりまして、このような可能性が予見されれば、急激に台湾を窮地におとしめるということは、おそらくやらないだろう、中国の国益から考えてそういう処置はとらないのではないかと、いふふうに思ふのであります。したがって、ニクソン訪中によつて、あるいは米中の国交が樹立されるというふうなことがあるかもしれないが、米國が米華相互援助条約を廃棄し、アジアにおける海洋圏と大陸圏の比較的バランスのとれた状態を切りくずすということは、おそらくなかなうというふうな判断しておるのであります。このような前提におきまして、私は、沖縄の戦略的地位というものは、ニクソン訪中によつてもあまり大きな変化はなかなうと思ふのであります。したがって、沖縄返還協定や、あるいはこれに関連する法案をニクソンの訪中までたな上げせよとか、あるいはそれまで凍結せよというふうな意見には賛成することができません。

第三に、返還協定成立後におきまして、わが政府は、沖縄の米軍基地の縮小整理に関しやはり積極的に関与し、交渉をする必要があると思ふのであります。今日沖縄にある米軍基地は百三十四カ所、そのうち近い将来を含めて返還されるもの四十六、返還されないもの八十八。したがって、現在の軍用地面積三百五十三平方キロのほぼ七分の一、約五十平方キロが返還されると聞いております。これだけでは、おそらく現地の沖縄の方々に非常な御不満があるというところは当然だと思ひます。私もアメリカの軍事基地の現状を決して満足に思つておるものではありません。ことにVOAだとかあるいは特殊部隊の撤去というものは、わが国が沖縄の施政権を回復してから、沖縄だけのためではなしに、日本全体のために自主的な姿勢において交渉すべきであります。また、この交渉態度はけんか腰ではなしに、誠意を尽くして交渉しなければならぬと思ひます。

沖縄返還協定を阻止し、関連法案に反対すれば、復帰が半年か一年おくられても、基地のない平和な島として沖縄が日本に返つてくるというふうな甘い観測をなさつておる方があります。沖縄と本土との米軍の基地の根本的な相違は、前者は米國施政権下にある基地であります。後者は日本の施政権下にある基地であるという点であります。あのサンフランシスコの講和条約の発効当時、昭和二十七年の四月二十八日には、本土の米軍基地は二千八百二十四でありました。ところが、今日ではこれが百二十四に縮小されておるのであります。沖縄にある米軍基地が今後五年も十年も現在と同じような状態でなければならぬ、こう断定することは現実的ではないのであります。今後、必ず五年以内には沖縄の米軍基地というものがかなり縮小整理されるであらうということを私は期待するものであります。

第四に、沖縄が日本の領土として返つてまいりますと、自衛隊が沖縄に配備されることは全く当然のことでありまして、復帰後の沖縄は、沖縄の防衛の第一的な責任をわが国が負うのは当然であります。自衛隊による局地的防衛、民生協力、災害救済等を実施することは、わが政府の当然の責務であります。しかしながら、自衛隊の配備につきましては、あくまでも住民の感情を慎重に考慮し、できるだけ住民のよりよい理解を得ることによつて返還に伴う自衛隊の配備が円満に実施されることを希望いたします。

第五に、この法律案は、あくまでも暫定的であり、例外的であり、でき得べくんば、この法律を適用する前に地主と国、県との間に円満な契約が成立することを希望いたします。

最後に、今回の沖縄の施政権返還が平和的な外交交渉によつて実現しようとしておることは、わが国の戦後の外交において最も意義の深いことと思ひます。これを審議されております国会におきましては、さらに慎重審議の上、最後の焦点と思われるこの法律案をすみやかに可決していただき、一日も早く沖縄百万の同胞が復帰されることを念願して、私の公述を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、金城芳子公述人にお願いたします。

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○公述人(金城芳子君) 御紹介にあずかりました金城でございます。

私は、沖縄の出身でございます。東京に出てまいりましてもう半世紀もたつておりますので、沖縄から離れてもう半世紀もたつておりますので、

と、やっぱし沖縄の心というものを、それを先生方によく御了解いただきたくなくちや、これは沖縄がまたたいへんなことになるといふふうな危機感にかられまして、沖縄の女の人は全然公述人としてあるいは参考人として出て来ておりませんので、私の友だち——東京にはたくさん私たちのグループ、集まりがあるんですけども、このままでは困るんだ、だから沖縄の女の心というのを皆さんには訴えなくちやいけないじゃないか、だからひとつ勇気を出して、良識の府である参議院にはわかつていただけたらいいなと思ひながら、出ていってこれないかということで実は参つた次第でございます。

この前、そういうわけで、衆議院のときにも、からだ全部を耳にしたり、目にしたりして、一生懸命沖縄の運命がどうなるかというのを考えておりました。でも、何だか社会党の議員さんが岩國の基地の話をなさいますと、その後何だかざわざわわめいてくるようございまして、何だかかわからないうちに協定が強行採決されたというふうになりまして、私たちは、実はたいへんあつてとられてしまひました。それで、議会制民主主義というのはいかに

中で、子供たちがそのうしろの様子を見て、たんにとそれと染まってきたて非行におちいると、たいへん近ごろは凶悪な事件がもうたくさん起こっています。結局、教育効果というのは、やつぱり環境が大事でございまして、私が沖繩に行きましても、なるほどこれじゃ幾ら教育しても、幾ら少年をよくしようと思つたところで、これはやつぱし霧囲気がだめだという気持ちがいちしました。売春防止法もこれから実行に移すんでございますけれども、それども危ういことなんでございまして、

こういうことで、基地ということについては、私は、東京都の家庭相談員といたしまして、その前は児童相談所におりまして児童相談を受けておりましたので、ケースワーカーでございます。ですから、こまかい一人一人の気持ちというものを

たいへん尊重して仕事をしていたものでございます。ただいまは家庭相談員といたしまして、やっぱり日の当たらない困つた人、そういう人の相談を受けているわけなのでございます。そういうふうなケースワークでございましてね、一人一人の気持ち、それを尊重する仕事でございまして、私は、そういう見地から、沖繩の女の人たち、そういう人たちが自分の子供、それから夫、そういう大事な人たちを戦争の中に巻き込ませるといふことをたいへんに心の中で、アレルギーほどに心の中に焦がついているわけなのでございます。それで、自衛隊が今度また――基地に兵隊が五万以上もいる、家族を合わせれば何十万になるそうぞ

近く入つてくると、そうすると、ほんとうにこ
いう環境の上塗りになつてしまふわけなんでござ
います。そして、もし何かいろいろ戦争とかな
とかいうことが、きっかけが起きるといしま
ても、一番ねらわれるのは基地であり、自衛隊
いるところでございますから、また同じように
私たちのきょうだい、私たちのほからは、さ
そくその一番先頭に立つてまた同じようなこと
なるんでございます。そういうことはもう沖縄

女たちは絶対許さないということで、強い決心と強い団結力を持ってこちらに向かつてのわけなうでございませう。ですから、よく沖縄の女の心と心をお含みいただきまして、やっぱり歴史的ないろいろな伝統があるものから、それを十分御審議いただいていろいろの施策を施していただきたいと思ひます。

それから、最近では、本土でもGNPを脱却いたしました。人間福祉に方向転換をするということになつております。国益と申しますことは、人間を尊重されて、そして国民の福祉が向上することとが私は国益じゃないかと思ひます。ドルショックにいたしましても、それから切り上げにいたしました。ドルを通貨としていた沖縄に一番最初に急激に響いてまいりました。生活必需品は八割を本土から輸入しているようだけれども、物価の上昇は五、六%から二〇%までに上がっているようでございます。こういうことでございませう。でも、どうしても家計をあずかっている女性が一番矢面に立つわけなんです、たいへん苦勞しておられます。ですから一日も早く復讐したいという心はやまやまなんです。こういふこと、こういふ返還協定の内容にはほんとうに不安なものがあるわけなんです。もちろん、基地、それから土地の収用、それからいろいろの開発の方向、そういったものがほんとうに沖縄の人々のためのものであつてほしいということでございます。それで、沖縄の心をよくくんでいただきまして、感情的にアメリカと日本、アメリカと沖縄、それから日本の自衛隊と沖縄の人たち、こういうもののうづぶんというんですか、そういうものがないへんこわいわけなんです。たいへん小さいようで、何でもないみたいと思ひます。けれども、人間の心というものは、とても簡単に変わらるものではないわけなんです。ですから、コザ事件だって、あれはうづせきが、うづぶんが、ああいうふうな爆発になったと思ひますので、こういうことが、先にいつてどのくら

い起きてくるかということが、私はたいへん心配なうでございませう。そういうわけで、中国と日本との関係や、アメリカが佐藤さんを肩透かしして中国へ行くというところから、そういうことが、もうすでに進行なれておりました。もう少しアメリカにも、沖縄でこういう感情のもつれが起きると将来どういふことになるかということをおわかつてもらえば、もう少しアメリカさんも譲歩して考えてくれるんじゃないかと思ひます。アメリカは民主主義の国でありますから、話せば何とかわかるんじゃないかと、そして話さないのはいけないんじゃないかしらと私は思ひます。そして沖縄は、アメリカさんと対等で、しよつちゅう何か話し合ひをやつたりして、発言が自由に自由になつていようございませうけれども、何だか日本の大臣さん方はいへん御遠慮なさつていらつしやるような気がいたします。そして、沖縄では、どうしてあつたかという大臣方は遠慮するのだからというふうなことを、しきりに言つておられます。それは、向こうの現地では、身をもつてアメリカさんと対等に話しているものから、そういうことが経験上言えるんじゃないかと思ひます。そういうことで、もう一ぺんそれをやり直せとか何とかというのをあんまり強く言うわけでもないんですけれども、もう少し話し合つていただいていいんじゃないかというふうな気がするわけなんです。

たいへん長々と、私一人で……。私は、一つ一つの問題に対してはそう詳しくはないんで、ほんとうに女の心という気持ちで、このたびの返還に對する姿勢でございませう、そういう気持ちを訴えて、先生方の御参考にお供したいと思ひました。どうもありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。○委員長(長谷川仁君) 次に、金城幸俊公述人にお願ひいたします。

○公述人(金城幸俊君) 御指名にあずかりまして参りました金城でございます。私のつたない意見が、沖縄返還協定及び関連国内法案を審議されている皆さまの御参考になれば、たいへんしあわせに存する次第でございませう。私は、個々の問題についてはたいして専門家でもございませうので、主として若者の防衛論、国防論というものについて意見を述べたいと思ひます。

先週の新報を見ておりました、こういうことを感じました。ちょうど、インドとパキスタン紛争というものがもう終局にきておりました、パキスタンのダッカが陥落寸前の記事が写真入りで出ておりました。で、それを見ておりました、ずいぶおむごいことだと私は感じたわけですが、一方、社会面に目を通しますと、ちょうど日本のデパートの写真が出ておりました、たくさんの人たちが年越しの買い物に殺到しておるといふのを見まして、この二つの写真を見比べて、非常に複雑な気持ちになり、あわせて、自分は何となく、しあわせな国の、しあわせな一市民だろうと感じたわけでありませう。それで、私は、平和というものを、そのときまたあらためて感じたわけですから、平和といふものは、決してただ漫然とすわつていれば向こうのほうからやってくるものではないんだというのを感じております。そういうことは、やはり自分のほうでもそれなりの努力をしなれば、平和といふものは決してまたたさけるものではないというふうに感じまして、平和というもののに対する認識をあらためてまた強くしたわけでありませう。

私どもが今日、平和な国で、GNPで自由世界第二位の地位を占めて安穩としておられるというところは、それは、私どもが、たとえば日米安全保障条約があるとか、あるいは日本がそれなりの努力をしてきたといふこともありますが、それなりの努力も、さきの大戦において幾多の人たちがとうとう生命を失つたといふことも、またその礎になつていふのだらうと私は考えます。この人たちがとうとう生命を散らしたことによって、われわれはも

う二度と戦争をしないといふようなことを身をもつて感じて、それからすべての戦争というものの対して否定的な考えを表明し、また、その努力もしてきたらうと思ひます。しかし、われわれがそういう心情的に戦争を否定するといふことだけでは平和というものは回復されない、平和といふものはもたらせないのだというふうに感じます。たとえば、われわれの周辺諸国を見ていただきた、周辺諸国において戦争と直接間接関係のない国といへば、おそらく日本だけじゃないでしょうか。朝鮮半島、台湾海峡、東南アジアの諸国を見ましても、常に戦火といふものがざらざらとざらついておられます。ところが、日本は、そういう戦争といふものに対しては直接何も、いまでも、脅威を感じていない。一部外国において、たとえば日本のGNPが世界第二位になつて、対米輸出がどんどんどんどん強くなつていくに従つて、アメリカあたりからも、有力な民主主義の指導者あたりからも、日本は軍国主義になるおそれがあるといふような懸念を表明しまして、国内の人のほうでも日本は軍国主義になるのじゃないかといふような意見を言う人がずいぶんおられますけれども、しかし、われわれは決して軍国主義にしないと思ひます。それには、やはり、われわれが常に自衛力といふものに対して監視していかねばならない、コントロールしていかねばならないと思ひます。

かつてわれわれの日本国といふものは侵略者でした。海外に進出していくことを目的としていた。たとえば、豊臣秀吉の朝鮮征伐ですとか、あるいは明治時代に入りまして日清、日露、それから太平洋戦争と、いずれも海外へ進出していくことを目的としていたわけなんです。そういうイメージが、いまだにわれわれの中にでも焼きついておる。ところが、そういうことは今後はあつちやない。日本は外国へ出ていくようなことがあつちやない。国際的な紛争をまき散らすようなことがあつちやないといふようなことを私は

なことがあつちやいけない。そういう意味におきましても、沖繩が本土復帰しまして、その防衛の一環として自衛隊が向こうに行くのは、これほもうあたりまえのことだと思ふのです。ただ、その人数が多いとか何とかいわれますけれども、頭数があるいは算術級数的に割りまして、それで六千何百名が多いじゃないかと、本土の各県に比べると云々というような意見もありますけれども、しかし、そういうことで割り出せないと思ひますよ。防衛というものは、そういう單純なものじゃ

うするかというような意見がたいして出ていないわけだ。もちろん、プランとしてはいろいろ出ている。出ているけれども、しかし、もしかりに、来年四月一日もしくは七月一日ですか、来年中に返ってきて、基地がおいおい整理縮小されていったときに、この人たちの生活というものをどうするか。それは当人にとっては死活の問題である。何しろ生活がかかっている。生きていかなければいけない。理想論を言ったって、生きていかねばならない。理想論を言ったって、生きていかねばならないことにはどうにもならない。そういうことを

ば租税を軽減するとかなんだとかいう話もあるみたいですが、しかし、その企業を積極的に育成していくだけの理由をたいして示しておらないわけです。そういうことを見ますと、やはり、沖繩が本土に復帰することに對して、戦後二十六年もの間異国の施政權下で苦しんできていた沖繩県民が本土に返るといって喜ぶ半面、あすの生活に對して非常に不安がある。それに対して日本政府がもっともっと積極的に施策を講じていただけないものだらうかと、ぼくたちは思うわけであり

沖繩県の今後の行き方としましては、基地経済からの脱却、産業経済県を早期に達成する。それと、沖縄の海といいますが、そういう天然現象といふのは、きわめて珍しいものでございますので、そういう利点を生かしまして、観光というんですか、観光立県としても進んでいったほうがいいんじゃないかと思うわけです。ただ、観光といひましても、たとえば戦跡地あたりに、むやみやたらに人が繰り込んできて、何か、戦跡地を荒らすような観光というのは、たいしてよくない。それと、本土の観光業者ですか、そういう方が戦跡地周辺の土地を買ってゴルフ場にするとかかなんとかいふのは、あまり好ましい現象じゃない。

やっぱり、そこは一つのとうと生命が失われた場所でございますので、ちゃんと国なら国が管理していくというふうな、戦跡公園みたいなものをつくっていただきたいと思ひます。

いろいろとりとめのことを申し上げまして、御参考になりましたかどうか、はなはだ心もとないでございますけれども、戦後二十六年間もアメリカの施政下に置かれて、たいへん苦しい思いをしてきた、そうして、東南アジアのいろいろな、たとえば昭和二十五年ですか、二十四年ですか、内戦状態の中国に中華人民共和国というものが成立し、また翌年朝鮮戦争が始まるとか、あるいは東南アジアのベトナム戦争とか、その他周辺の紛争があるたびに、アメリカの有力な政界とか、あるいは現地の高等弁務官というふうな人たちが、沖縄基地の重要性というものを絶えず強調し、基地は離さない、本土へ返すというところもあり得ないというふうなことを言明するたびに、私も、これはひょっとすると返ってくることはできないんじゃないかというふうな、何ともむなしような年月を過ごしてきたわけでございます。そのような年月を過ごしてきた私どもが、昭和四十年ですか、佐藤さんが沖縄を訪問されました、沖縄の復興が終わらない間は戦後というのは終わらない、日本にとっても戦後は終わっていないんだというふうなことを言われましたときに、私も、私どもはほんとうにそのとおりだ、日本が、神武景気だとか岩戸景気だとか、あるいは東京オリンピックとか、そういうものを開催し、国力を充実させておるにもかかわらず、沖縄というものを見離しては決して戦後は終わっていないんだというふうなことを強く強く感じたわけでございます。それで、昭和四十四年ですか、佐藤・ニクソン共同声明というのが発表されました、七二年中に本土にその施政権を返還するというふうなことが声明されましたときは、今度はもう間違いない、間違いない七二年中に返っていくんだと、夢にまで見た本土へ、もう返っていくというふうなことを感じまして、私もはずいぶんうれしく

思いました。で、その七二年というのが、いよいよもう、あと十日もしますと昭和四十七年になりますけれども、本番でございます。四月一日になりますか、七月一日になりますか、まだはつきりしませんけれども、一日も早く、私が望みますことは、やはり四月一日を期して新生沖縄県に出生したいと思つておられます。いろいろ、それに對して、国内法案の審議が——もう今国会もあと数日になりますけれども、まあ無事成立可決され、来年の四月一日に沖縄県が誕生しますように、どうぞひとつ、慎重なる御審議をお願いしたいと思います。

それから、これは余談になりますが、さきの衆議院の沖縄返還協定特別委員会というところ、ああいったような、可決と言ふんですか、騒然とした中で可決されて、そのテレビフィルムがわれわれの目に入ったわけですから、非常にふんまんやるかたないわけですね。と言いますのは、やはり、沖縄返還という、きわめて重大なその案件が、いかなる理由にもせよ、ああいった騒然状態、混乱状態の中で可決されたというところは、まことに残念だ。まして、たいへん見苦しい姿がありましたね。その議員の方、どなたかがテーブルの上に乗りました、ワイシャツのすそも出しておる。それを見て、われわれはほんとうに情けないと思ひます。反対は反対でよろしい。賛成は賛成でよろしい。しかし、そういうものは、やっぱり平然とした中に可決されていかなきゃならないと思ふんです。そういうのもめごとの中で解決されていくというところは非常に残念なことだと思ひます。

以上をもちまして私の意見を終わります。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。以上で、午前の公聴人各位の御意見の陳述は終わりました。

○委員長(長谷川仁君) それでは、これより公聴人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。なお、質疑は各自の御自席からお願いいたします。

○占部秀男君 簡単に先生方にお聞きしたいと思ふのですが、まず、一泉先生のお話の中に、ドルの問題が出ておられます。復帰措置法の中であったと思ひますが、確かに、通貨の交換、債権債務の問題、これが出ていたんですが、そういう所得の概念はなかったんですが、そこでお聞きしたいことは、こういうことですか、その所得の概念がないのは心配であるということ、たとえば、いま琉球政府の職員は、今度は、復帰すれば、ある部分は国家公務員になり、ある部分は地方公務員になるわけですが、県の職員に、こういう場合に、給与の切りかえをしなければいけません。その場合に、国家公務員法あるいは地方公務員法の適用下の給与の切りかえというところになります。で、そのときに、復帰した時期がかりにきやうだとすると、そうすると、三百六十円建てじゃなくて三百八円建てで切りかえなどが行なわれるようになる、向こうの公務員としても非常に損をするんじゃないか。そういう点が心配だと、一口に言えば、こういう意味合いであるかどうかと、こういう点をお聞きしたい。

それから、田中先生にお聞きしたいのは、確かに今度の国内法の問題は、安保、日米共同声明、これに関連があることは事実である。そこで、この委員会でも、たびたびそういう問題が起きておるんですが、たとえば公用地等の暫定使用に関する法律にしても、あるいは開発法にしても、憲法違反と見られるようなところがある、われわれの立場からいうと相当あるわけですが、そこで、先生に国際政治学上の立場からお伺いしたいのですが、私は、諸条約よりは憲法が優先すると思つておるんですが、憲法が優先するの、あるいは国際関係では条約が優先するの、こういう点についての御意見を承わりたいという点が一つです。

それから、最後には金城芳子さんにお伺いした

いのですが、この家庭相談員ですか、相当いろいろな家庭について経験を積まれておられると思うのですが、そのあなたが、非行少年が出ないようになさなきゃいかぬ、女の方も変なまねはされないようになさなきゃいかぬと、いろいろ具体的に言われたことは、非常に胸に突き刺さるような感じがするわけですが、そこで、あなたのおこころの最後に、環境が大事だと言われた。私は、沖縄をあなたの言われるような意味の環境にするには、何よりもまず軍事基地の問題の決着をつけなければ沖縄の環境は変わらぬのじゃないか、こういうふうな思ふのですが、そういう点についての御意見があったらお聞かせいただきたい。

○公聴人(一泉知永君) お答えいたします。

給与の問題につきましては、公務員の問題ももちろんでございますが、それも含めまして、一般の所得が、たとえば三百八円と換算されるのか、あるいは三百六十円と換算されるのかという問題になるかと思ひます。と申しますのは、経済学上の概念で申しますと、言うなれば、売るべき商品を持っている者には、普通にいう商品の所有者と、労働力の所有者と、二つに分けられるわけですが、一般の普通商品を持つている所有者の場合は、レート改定によるところの物価上昇は転嫁先を持つわけですが、ところが、一般の労働力以外に売るものがないという形の労働者の場合は転嫁先を持ちませんので、言うなれば、一般商品は三百六十円が買われるわけですが、労働力の価格は三百八円が買われていく。したがって、そこにアンバランスが起ころうというところでございまして。

○公聴人(田中直吉君) お答えいたします。

この法律案が憲法第十四条に反するとか、あるいは二十九条に反するとか、あるいは三十一一条に反するとかいふ説があるようではありますが、私は憲法の専門ではありませんが、しかし、第十四条におきまして、これは、すべての国民は法の前に平等である、身分とか門地では差別されないという条項でありますけれども、別に沖縄の地主にのみ負担をかけたとは言ひ得ないのであります。

て、平和条約が発効いたしましたときにも、やはり暫定的な処置を、使用権の処置をとっておるわけです。そのほか、公用地等の暫定措置法が憲法第二十九条に反する、すなわち「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る」とありますが、これもやはり、これは暫定的に国がその土地の使用をしたものでありまして、必ずしも憲法第二十九条の第三項に反しないものと私は理解しておるわけでありまして、三十一條につきましても、私は別に憲法に反するとは思わないわけなんです。

で、国際法が優先か憲法が優先かということにつきましても、国際法学者の間ではいろいろ説がありまして、国際法が優先するという説もありまして、憲法が優先するという説もありまして、あるいはどちらが優先するということとは間違いないという説があります。私は国際法が専門じゃないんです。国際法と国際政治学とは非常に密接な関連した学問でありますけれども、国際法の専門家にその点はお聞き願いたいと思います。

○公述人(金城芳子君) ただいまの環境と子供の問題なんぞでございますけれども、私が沖縄に帰りまして、そしてコザとか、そういった基地のある町を見まして、どうしてもこれはピンと来たわけなんです。どうしてこれはピンと来たのか、それから家庭相談をやっておるものですか、その勘というんですか、そういうものが来るわけなんです。たとえばアメリカの兵隊さんは、結局戦地のつながりのような気持ちで沖縄で暮らしているわけなんです。ですから、ですから、戦地におきましては、大体人を殺したって、強姦したって、人を傷つけたって、それは全部許されるわけなんです。そういうので、そういう、何というか、雰囲気の中で、気持ちで沖縄では暮らしているわけなんです。ですから、そういった環境ですね、それでもって子供たちに対して、それから女性に対するものですか、子供たちだって、幾ら家の中でこういうふうにするんだ

といて教育をし、学校でも教育をやっております。やはり、社会がそういうふうな社会でございまして、そこに引つ張られてしまう。環境と教育、それから遺伝というものの、この三つが人間形成にたいへん大事なことでございまして、どうしても沖縄のあの状態が、そういう子供たちあるいは売春婦をつくるということに非常に大きな力をいたしていると思っております。ですから、私が申し上げたいのは、もちろん、幾ら売春防止法をつくったところで、それから少年法をいろいろやったところで、基地のあのままでの姿であれば絶対に効果はあがらない、そういう気持ちを持っていくわけなんです。ですから、とにかく基地というものは人間を悪くすること、ことに私は尽きると思っています。もちろん、何か経済的とか何とかいうのはあるんですけども、やはりそこを克服して、ほんとうに完全な生産をやるところにするとか、それから環境をりっぱにして、子供たちの成長を見まさんと……。

まあ私、コザでもって、基地をそのままにしないでいいけないという、あるたいへん強力な運動をしている活動家がいるんです。基地をそのまま残せというこの運動なんです。その方と私と一緒に乗って、いろいろ話し合ったんですけれども、その人の話はいへん矛盾するわけなんです。「先生、子供たちが悪くなつてしまふやうにないんだけれども、どうしたらいいんでしょうか」なんて言うわけなんです。「それはあなた、基地があるからそういうことになつてしまふんだから、基地をなくすればいいじゃないか」と言いました。それから、そのときは口を閉ざして、だまつてしまひましたけれども、結局、自分自身がそういうような感情をみんな持っているわけなんです。ところが、食うためにはしょうがないというところにくると思ひますので、そういうところをじょうずに調整して、早く基地をなくする、縮小からだんだんとなくなるといふことでもけつこうなんですけれども、そういうふうな関連があるわけなんです。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(長谷川仁君) 速記をつけて。
○森中義君 社会党です。最初に田中さんに、二点伺います。

先ほどの御所見を承っていますと、ダレスのドミノ理論と全く同様の繰り返しでございまして。そこで、その論法からまいりますと、沖縄の基地というものは何としても核戦略ということが一つの基調になるだろう、こういう認識に立たざるを得ない。

そこで、アメリカの上院における公聴会のロジャーズ証言。これは公開の席上では言いにくい、表向きには核はない、しかし、秘密会にしてもらえらるならばいろいろ述べたい、こういうことをロジャーズは言っている。そこで、あなたの理論からいけば、当然核がなければその価値はないという、こういう認識に立つのですが、どういったようにお考えなのか。これが第一点であります。

それからいま一つは、アメリカは他の諸国の諸地域に比し、いぶなくさんのこの種基地を確保しております。ところが、沖縄に似たようなところが他の地域のどこにあるのか、あるいはまた、協定もしくは取りきめ、こういうものが沖縄以外のところに発見できるかどうか。つまり、沖縄と比べてみてどうなのかということが第二点であります。

それから、昨今、ペンタゴンのほうでは、さっき言われたように、沖縄が「かなめ石」とはいながら、他の特定の地域にこの種同様の基地を移転してもよろしい、ないしは移転すべきではないか、こういう意見等もしばしば聞かれておりますが、その地点とは南洋群島をさしておるようです。そこで、国内における、ことに沖縄現地の基地反対の猛烈なる運動の展開ということが将来予測される。この運動と基地というものは両輪のようなものだと私は思ふ。むしろ、上院の証言におきましても、住民の協力なくしては基地の機能はあり得ない、こういうことがしばしば言われてお

りますが、その辺の将来の展望はどうなのか、これが第三点。

その次に、しばしば国会でも議論されてまいりましたが、おそらく、台湾の問題はいずれ何らかの形で決着がつくだろう。先ほどそのことにお触れになりました。そこで、台湾と尖閣列島の大陸だなの関係、これはどうしても領有権の問題に関係せざるを得ない。この将来をどういったようにお考えになるのか。つまり、日中の国際的な紛争の種になりはしないのかというのを私はおそれます。この点についての見解はどうなのか。

それから、一泉公述人にお尋ねいたしますが、昨今、いろいろな読みものの中に、沖縄とアメリカが——あくまでもこれは仮定ですけども、もろに交渉をやった場合には、おそらく、今回の返還協定、こういうものとは比較にならないような前進があったのではないかと、言いかえるならば、沖縄の心を日本政府は踏みにじった、むしろアメリカの側に回つて沖縄を押えた、こういうことがしばしば言われておる。私もそのとおりだという、こういう見解に立つのです。

そこで、五二年立法院の決議四十二号及び六二年の決議三三、いずれもこれはワシントン政府に於てたものであり、国連に於てたものであり、しかも国連加盟各国に於てたものであります。私が要約すれば、この二つの決議というものが、条約三条に決着をつけようという、これを根拠にして国際法上の問題の処理、あるいは加盟各国に対する沖縄の心を訴えたものではないか、言いかえるならば、この二つの決議がほんとうの沖縄の心だ、こう思うのです。こういうことが、はたして今回の政府及びアメリカの二カ国間の交渉の際における日本政府の交渉の節度あるいは基調、どこにこういうものが含まれているのか、そういう交渉にあつたての日本政府の基調と節度とは何であつたか、このことをお答えいただきたいと思ひます。

以上です。

○公述人(田中直吉君) お答えいたします。

私の見解が、故ダレス國務長官に非常に似ておるといふことは非常に光榮であります。私は、國際政治はやはりパワー・ポリティックスだと、權力政治だといふ観点に立っております。で、このことは、ダレスのみならず、コスイギンあるいはブレジネフの見解とも私はそう変わってないといふふうに思っております。

で、第一点は、沖縄に核がなければ意味がないといふふうな御質問であったと思いますが、御承知のように、今日アメリカには本土にICBMがあり、そしてそれが堅固化されております。また、ポラリス潜水艦が太平洋、大西洋、あらゆる地点におるわけでありまして、だからして、沖縄に核がないといふことでアメリカの核抑止力というものが無意味になったとは言えない。しかし、私は、沖縄に核があるほうがそれはアメリカとして局地的な核抑止力には有効であると思ひます。だからして、アメリカは何かして核を沖縄に置きたいと思つたに相違ありません。私は国防総省と關係の深いアメリカのある学者といふ人話し合いましたけれども、彼らは率直にそのことを申しました。

【委員長退席、理事丸茂重員君着席】

また、沖縄の基地を自由に使うといふことは、これはもうアメリカの生命線だといふことを強調いたしました。しかし、それをあえて譲つたのは、やはり日本との將來の友好關係を維持したい。すなわち、軍事面においてはマイナスであっても政治面においてプラスを得ようといふねらいであつたように思ふのであります。で、沖縄に核があるかないか、これは私は存じません。こういうことはアメリカの人にお聞きになつてもむだなことではあります。それはアメリカの原子力法によつて、そういうことは言へば罰せられることになつております。で、これはお互いの夫婦關係であれば、女房が月経だと言つておるのに、そのときに探つてみなきゃわからぬといふものじゃないと思ふんです。私はそれは信用すりゃいいんだと。それが

ないんなら同盟關係をやめたいいんです。

第二点は、米國の核は——第二点は、私正確には少し忘れましたので、恐縮であります。もう一度言うていただきましたんですが、第三点は、やはり沖縄の住民の協力がなければ沖縄の軍事基地としての役割りを果たせないことは當然のことです。アメリカもそのことは十分知つております。それで、今後長く続けられても、施政權を持つておつても協力は得られない、だからして、できるだけ日本との協力關係を確保するために、私は沖縄返還協定に同意したものだと思ひます。

それから第四点は、おそろく日中關係において、それは、今後、台灣の問題あるいは沖縄の問題についていろいろ問題が起きるだらうと思ひます。そのときにやはりわれわれが中国に対して土下外交をやつたり、中国の主張をうのみにするやうなことでなしに、やはり日本の國益に基づいた主張を堂々とやるべきであつて、おそろく沖縄の問題につきましては、すでに明治のときからこの問題は日中國交において問題があつたわけでありまして、將來こういう問題が起きないとは限りません。このときにわれわれが主張すべきことは堂々と主張し、そして中國と正常な關係を持つていくといふことは、これは當然のことでありまして、その基本方針を失わないように交渉すればいいといふふうに考へております。

○森中守義君 二番はこういう意味です。

【理事丸茂重員君退席、委員長着席】

沖縄は御承知のやうな状態だと。ところがアメリカが日本以外にもたくさん基地を持つておる。こういうところから、たとえば今回の返還協定、あるいは条約三条による占領状態、そういうふうな状態と比べて沖縄はどうなのか、こういうことをお尋ねしたわけでは。

○公述人(田中直吉君) 御承知のように、沖縄はアメリカが占領して、そして、とにかく施政權下に置いた地域でありまして、こういう地域は世界にはありません。アメリカがフィリピンに基地を持つていゝとか、あるいはスペインに基地を

持つていゝとか、あるいはトルコに基地を持つていゝといふふうな例、あるいは西ドイツに基地があるといふ例はございますけれども、しかしアメリカが施政權を持った地域に基地を持つていゝという例は、おそろく、米西戦争の結果得ましたあのキューバの基地それからあるいはパナマの基地、これがやや近いかと思ふのです。しかし完全に沖縄と同じやうな基地というものはありません。

○公述人(一泉知永君) お答えいたします。

私、さきにも触れましたように、実は、基調と節度と申します点につきましては、あらゆる点につきまして重要な点は、日本政府はアメリカ政府に押し切られた、アメリカ政府のおかげで、たとえば沖縄及び本土の中小企業その他一切であります。そういうものは、一切アメリカのせいであるといふ形をとることによって、日本政府は被害者の立場に立つた形で自分を免罪していくのが私には一貫した政府の態度だと思ひます。したがつて、それは沖縄の側から見た場合には、日米ともに加害者であるといふ認定がすべてのポイントだらうと思ひます。それにつけ加へますと、最後に先ほど触れましたように、批准書の交換の前に、たとえば沖縄の声を聞くといふやうな具体的手続の附帯決議を当院でやつていただければ非常に幸いだと思ひます。お次でございします。

○岩間正男君 一泉公述人と田中公述人にお伺ひいたすのであります。

一泉公述人に公用地暫定使用法案について二、三点お聞きしたいと思ひます。

その第一は、この法案の第一条によりますといふと、あくまでも地主と協議をする、できるだけ話し合ひでこれをやりたいと。ところが、それは言つていながら、五年がくれば結局は、応じなければ強制使用すると。こういうことは、一体、協議といふことになるのでしょうか。協議といふのは、これはイエスもあればノーもある、事前協議の場合、そういうふうに政府は答えておりますけれども、つまり、拒否する權利があつてはじめて

協議といふことは成立するのだらう。したがつて、第一条の規定というのは全くの欺瞞にしかすぎないのではありません。ことに、先國會におきまして、前愛知外務大臣はこう言つておるのですね。——あくまでもこれは地主と相談をする、その承諾をいただかなければこれは米軍に提供できない。そういうやうな態度でまことにこれはなつておる。——こういうことまで言つておるのです。これが今度じゅうりんされた、その理由は何か、これが第一点。

第二点は、今度の法案のやり方を見ますといふと、憲法違反の問題はないと言つていますが、實際はこれは数々あげることができると思ひます。しかも、その一番大きな問題は、やはり戦時立法的な性格を持つていゝんだ。この前の戦時中のあの土地収用よりもっとこれはひどいといふ点では、告示を一つとつてみても、そういう点ははっきり指摘することができまして、そうなりますと、これは平和憲法下の法体系といふものに完全に違反するといふことになりまして、平和憲法下の法体系がこの一角でくずれるといふことは、日本の法体系を考えますときに、実に重大な問題を持つていゝと思ふのです。これが第二点です。

第三点は、したがつて、沖縄が復帰します、そうすると、日本領土の一部で行なわれているこのやうな法律は、今度は本土において行なわれぬといふ保証があるのかどうか。これは非常事態になるといふと、いまは口を臆してはいるけれども、こういう法案が生かされたといふにが経験が日本に、来年度は本土における米軍の基地が、ほとんどこれは民法上の契約の二十年の期限が切れる、どうしてもこの契約を更改しなければならぬ、そういうときになつておられます。そうすると、今度なせ一体沖縄でこんなに急いでやるかと言つたら、寸時も余白を許さない、こういうことを言つていゝ。本土の基地の場合、寸時の余白を許されるのかどうか。こう考えますといふと、この法案が波及するといふおそれがあると思ふ。この三点

についてお尋ねしたいと思っています。

それから田中公述人にお伺いしたいことは、先ほどから御意見がございました。私も十分聞かしていただきました。結論としては、結局は、アメリカの核戦略を維持固定する、これが最大の至上命令だ。このためには、沖縄の県民の生活や権利や平和へのそういう願いというのは、これは第二だと、こういうふうにしかなるわけなかったわけでありまして。そこでお聞きしますけれども、一体今度の沖縄返還というものは、だれのための返還なんですか。何のための返還なんですか。私は、返還の名に値するならば、当然沖縄百万県民の、これは民主的権利が守られ、そうして平和への願いが守られ、当然生活の向上の方向にいきたいという、この要求を貫く方向こそが返還の最大の眼目でなければならぬ。ところが、そのために、逆にアメリカの核戦略体制を維持するということを至上命令に考えれば、いまのこのいろいろな民主的権利や平和への願いというのは、じゅうりんされざるを得ない点がたくさんに起こってくると思います。昨日、私たちは沖縄の公聴会に参りました。帰って来たばかりでありますから、なお身にしてみても聞いてきたばかりであります。その点についてどうお考えになるのか。私は、この点が非常に重大な課題だと考えますので、先ほどの御証言と照らしてこれはお聞かせ願いたいと思います。

○公述人(一泉知永君) お答えいたします。

御質問の三つの問題は、実は一括いたしました。要するに沖縄に平和幻想を与えたという事実でお答えできるかどうかと思えます。と申しますのは、返還促進をやった沖縄の人々が、なぜ反対という形に回ったか。この脈絡がおそらく本土では理解しにくからうと思えます。したがって、沖縄の心に浮かんでおった日本と、現実の日本のギャップが認識されたということでありまして。そこに平和憲法の問題が出てまいることです。そこを憲法学者がごさいます。私には専門的なお答えは十分にはできませんが、私

が学んだ限りでの憲法の理解においても、十二分に疑わしきものがたくさんあると、私自身考えております。申し上げればたくさんございますが、一言だけつけ加えて申しますと、沖縄の戦後の復興運動の中で、革新団体が日の丸を掲げておった時代がございました。本土の革新団体には戦後一度もない姿が沖縄だけにはあったのです。ところが、佐藤首相が沖縄にお出かけになられました。それから、革新団体から日の丸が消えていったのです。言うなれば、逆説的に申しますと、佐藤首相は、沖縄に行かれることによって、沖縄の心から日の丸を追放した。これがすなわち平和幻想という形で証明された。これが反対運動、復帰反対の理由であるし、心情でございます。ですから、復帰に反対するのではなくして、復帰が意味する中身に反対だということ、お答えにならうかと思えます。

○公述人(田中直吉君) お答えいたします。

もしもアメリカとソ連と中共との間で核戦力を全廃するとか、あるいはアジアの核について共同保障するとかいうふうな事態がくれば、それは沖縄だとか日本は、核保有国からの核脅威というものの対して安全を保障されるわけでありまして、残念ながら現実のいまの東アジアの国際政治では、アメリカとソ連と中国というものが、三つどもえの格闘をしておるわけでありまして。これは最近のインド・パキスタン戦争においても明らかであります。そういう事態のもとにおいて、アメリカの核戦略を頭から否定してしまつたのでは、私は日本の安全も沖縄の安全も確保できないだけではないに、アジアの平和と安定が確保できない、私はこう思うわけなんです。それで、もちろん沖縄の返還は、日本の一億の国民と、それから沖縄の百万の同胞、そのためのものであることは言うまでもありません。しかし、国が減んでは、われわれの生活はないのであります。国が減んないことをまず考えるのが施政者として当然の責務だと私は信じております。

○内田善利君 私は、田中公述人と一泉公述人に一点ずつお伺いしたいと思いますが、田中公述人のほうに質問いたしますが、ただいまのお話をお聞きいたしました。先ほどのお話も、沖縄、台湾の戦略的な位置づけというところを、るるお話しになったわけですが、それに反して沖縄の県民の心——太平洋戦争で第一線に立ち、しかも二十六年間苦悩の生活を続けてきた沖縄の県民の心を、どのように把握しておられるのか。県民の心というものについて、先生の御意見を伺いたいと思ひます。

それと、あの戦略体制というお話をお聞きしまして、本土並みに基地も少なくなるんだと、二千八百二十四の基地が百十二の基地になったじゃないかと、沖縄もそのように基地は縮小されるというふうな受け取ったのですけれども、先生のお話を聞いてみますと、これではますます基地は多くなる一方じゃないかと、核も絶対になくなるならいいと、このように私は受け取ったのですけれども、この点について……二点お伺いしたいと思ひます。

一泉先生には、軍事優先の返還であるがゆえに、沖縄の開発はおくれるのではないかと。豊かな沖縄どころじゃないじゃないかと。水も基地に奪われておる。土地もなかなかない。そういう状況で、用水も用地もない状況で、はたして豊かな沖縄が確保できるのか、このように思うわけですが、先生のお話の中に、沖縄振興開発の点がお聞きできなかったもので、この点について簡単にお願いしたいと思ひます。

○公述人(田中直吉君) お答えいたします。

沖縄の歴史につきましては、先ほどからお話がありました。なるほど沖縄は御承知のように薩摩藩が征服をいたしました。また、明治以来、日本と沖縄とを差別してきたこともあり、あるいはまた、あの太平洋戦争の非常な災害は沖縄にのみ集中しました。もちろん本土も災害を受けましたが、しかし、それより何十倍に及ぶ災害を沖縄は受けた。これらの点については、私は同情すると

かなんとかじゃないに、非常に私自身も沈痛するわけなんです。しかし、住民のそういう気持ちだけにとらわれて、そうして国家の百年の大計を私は忘れてはならない。だからして、その意味においても、やはり沖縄のいまの基地というものは、暫定的にはやむを得ないというふうな思ふわけでありまして。

それから沖縄の基地が、本土並みになるかどうかという点であります。あるいはアメリカは、将来、アジアの防衛線があるいはマリアナ諸島まで撤退するかもしれない。また、日本がほんとうに自主防衛の力を持つならば、それぐらいは期待しても、アメリカは納得するのではないかと、そういう事態にならない限りは、沖縄においてアメリカの基地が非常に減少するということはあるまいかと思ひます。また、将来において私は日米安保条約は将来改定しなければならぬ時期が必ずくるのではないかと思ひます。そういう時期に、やはりアメリカの基地を日本から撤去する、すなわち民社党が言われておりますような有事進駐というふうな形が私は望ましいというふうな考えを持っております。そういう事態がこない限りは、沖縄の基地というふうなもの、そういう急遽に減るというところは期待できない。しかし、五年、十年の先を考えれば、現在のままであるということはいふまでもないではないかと思ひます。アメリカの戦略体制というもの、おそらく七五年以降においてはかなり変わってくる傾向があるというふうには私は見ておるわけでありまして。

以上です。

○公述人(一泉知永君) お答えいたします。

経済開発につきましては、実はもう皆さんよく御承知のとおり、全然具体的なプランが示されていない。その予算のめどを私も私的に知りたいたいと思ひまして資料を集めようと思ひましたが、さっぱりわかりません。にもかかわらず、自衛隊の配備の頭数まではつきりしておる、金額もはつきりしておる、こういうふうなことがまさに軍事優先である、こういうふうな理解するわけです。た

だ、今後の問題といたしましては、よくいわれますことは、言うなれば援助資金とかあるいはお助け資金というような発想で資金が供給されるという姿勢、しかし、これは過去の補償という形で考へるべき金額が相当ある、これは本質的には補償であつてお助け金ではないんだという姿勢で資金が供給されるべきなものであつて、金さえ多ければ文句を言うなという形ではなされるべき性質のものではない。もしそうであるならば、まさに沖縄の心を踏みにじるものである。もちろん沖縄県が決して豊かな県だとは私自身思つておりません。それだけに、物を与えるのに、こじきに物を与えるような姿勢だけは、やめにやいかぬということであります。もつと学者としてこつとを慎まにやいかぬかもしませんが、私は別のものにも書きましたが、どろぼうにはなつてもこじきはするなという気持ちであります。これは非常に不穩なことばであります。私の言わんとする意味をくみ取つていただければ幸いに思ひます。

ただ、最後に意見と申しますか、お願いと申しますか、おそらく沖縄に対する援助資金は相当の額にのぼるだらうと思ひます。そのときに、だんだん沖縄が忘れられていく段階で、日本全体の世論、一般の市民の心の中に、沖縄がしんどいんだ、めんどろだ、やっかいだという心がだんだんしみ込んでいくというときに、むしろいまの政府のやつておる程度はあれで上できつたという心が生まれやしないかを心配するわけであります。ですから、願わくば今沖縄国会が済んで沖縄が終わるんじゃない、沖縄問題はすなわち日中問題そのものずばりでございますから、そのときになつて、沖縄がしんどいという形をお持ちになるとは思ひませんが、どうかその世論形成の中の一環をになつていただきたいとお願ひする次第でございます。

○高山恒雄君 田中公述人にお聞きしたいんですが、先生のお話を承りますと、私、民社党ですが、この戦略的地位という立場から今度の沖縄の返還がなされておるんだと、こう断定しておられるんだと思ひます。そうなりますと、先生の基本的な考え方からいいますと、結局、日本もその中であつて、安保協定の中にあつて、ややもすると、東アジア地域においては自由陣営としてばらになつてしまふ。そのことはまあ日本の国民としても許すべきではない、こういう姿勢のお話を承つたと私は思つておるのです。ところがそうなりますと、政府は、今度の返還に対してあるいはイエスもあるノーもある、これをはつきり言つておられるわけですか。私たちは、日本がそのアジア全体を守るために日本の基地から出兵をするというふうなことは、あくまでもノーだ、これはもう基本原則としてノーだ、ノーでなければならぬ、平和を守るために。こういう原則をわれわれは持つておるわけですか。したがつて安保の改定をすべきだと、こういう強い要望を私たちは持つておるわけですが、先生の御意見を私たちが持つておるわけですか、やはりアジア地域はアメリカの核のかさの下におつて守つていかなくちやいかぬのだという考え方、おおよそ違ふように私は思ふのです。したがつて、今度の沖縄の返還に対して、自衛隊をいま直ちにやるよりも、アメリカをもつと縮小させて、それは直ちにはいかぬでしようけれども、漸進的にこれを縮小させるのが賢明ではないか、こういう主張を私たちはしておるわけですが、そういう点についてはおおよそ先生の御意見と違ふ点が多いように私は思ふのです。どうしても日本はそのアジア地域の自由陣営というものを守つていかなければ危険性が多いと、こうお考えになつておるのか、この点をひとつお聞きしたいと思ふのです。

○公述人(田中直吉君) 私は、前から日米安保条約を、できれば七十五年くらいには改定をしたいて、その場合には、できればいまの軍事条項を薄めて、そうして民社党が言われているような常時駐留でなしに有事駐留の線まで持つてくる、そしてアメリカの核のかさだけじゃなしに、あるいはソ連、中共との共同の核のかさというふうなことも望ましい、あるいはアジアの非核地帯の設置ということも望ましい、しかし、それがいま急に行なわれるとはどうも思へないのです。そういたしますと、やはりアメリカと日本とそれから韓国と、あるいは台湾を含めますかどうかということも問題でありましようが、やはり自由陣営がばらになつたのでは、これは集団防衛体制としても非常に不利だと思ふのです。現在の状態ではもちろんアメリカと日本との日米安保条約、あるいは米華相互援助条約、米韓相互援助条約というものは二国間の条約でありますけれども、アメリカにおいては、これを多角的な多面的な条約にせよとかというふうな意見もあるわけであります。今度の沖縄の問題は、そういうアメリカのアジア戦略と関連しておる面もあるし、あるいは日本との友好関係をそういうパランスの上においてやはり維持していきたいという気持ちが強く、そして沖縄返還に同意するというふうな決断を下したのではないか、そういう政策決定をしたのではないかとはいふに思ふのです。日本といたしましてはやはり現在のきびしい国際情勢のもとにおいては、アメリカとの軍事的な協力関係というものを直ちに切ることには、私は日本の国策上不適当だという判断をしております。しかし、これはアジアの国際情勢の変化あるいは世界の核戦略の変化というものにに応じて柔軟的に対処すべきであるという見解であります。

○喜屋武眞榮君 時間もありませんので、田中先生に端的にお尋ねします。長い御説明は要りませんので、端的にお答え願ひしたいと思います。結論は、先生の公述を聞きまして、どうしても納得がいかない。こういう前提に立つての質問であります。

第一点は、国家百年の大計を忘れてはならない、こういうことである。その国家百年の大計とはどうお考えになつておられるか。これが第一点。次に沖縄の実態をどのように把握しておられるか、沖縄の現状を。それと関連して、沖縄県民の心を、沖縄の心をどのように理解しておられるか。次に、沖縄返還の意義をどのように理解しておられるか。それから、自衛隊の配備については沖縄県民の県民感情を考慮しなければいけない、こうおっしゃいました。その県民感情を考慮するということはどのように、考慮する内容です。以上お願いいたします。

○公述人(田中直吉君) 国家百年の大計と申し上げましたが、それは国家の生存、これが根本だと思ひます。国家なくして憲法もありません。日本の国家を守るといふことは根本だと思ひます。その意味で、私は、防衛問題がやはり国においては最重要を置くべきだというふうに思つております。

第二に、沖縄県民の心とおっしゃいますが、沖縄県民もやはり日本人であります。それでわれわれと同じ同胞だというふうに考えております。別に私は、沖縄を差別しようとか、そういうようなことはひとつも考えておりません。現に基地は、非常に沖縄に多い。それは、沖縄が置かれておる戦略的な地位、そういうところからきてやむを得ない状況であつて、日本の国内においても県別にいえば、神奈川県なんかは、ほかの県から比べれば非常に密度が高い。そして、沖縄の人口の比率からみましても、むしろ神奈川県の方が人口が非常に多いのに、かなり基地が多い。それは、やはり神奈川県は、首都防衛、そういう戦略的な要請から基地が多いという状態に置かれておると思ひます。

それから、今度の沖縄返還の意義は、これは国際政治の上において、いまだかつて平和裏に領土が返還されたという例はありません、ほとんどありません。あのフィンランドが、御承知のように、ソ連に対して第二次世界大戦中にカレリア地帯などを奪われたわけですが、そして、フィンランドがスターリン批判をいたしましたあと、フィンランドの首相がフルシチョフに、フィンランドの領土を返してくれと申しましたときに、ソ連は、力で奪つたものは力で取り返せと言つたと聞いております。そういう意味において、この返還の意味は、国際政治的に言うて非常に大きな意味が

ある。平和裏にこれが返還されるという事は、大きな意味があるというふうに考えております。

また、自衛隊が沖縄へ配置される、その場合には、自衛隊の任務は、直接侵略及び間接侵略に対処することが第一であって、治安出動というふうなもの、私はすべきでないという意見であります。

かつて七〇年安保のときにも、自衛隊の治安出動について私書いたことがあります。治安出動は、これは極力避けなければならぬ、その意味において沖縄においても、そういうことは嚴重に自衛隊として心すべきではないか、しかし、沖縄は、御承知のように、台風が非常にしばしば襲うところでありまして、だからして、災害救助あるいは民生という方面において自衛隊のなすべき役割りは多々あると思うのです。その面に重点を置かなければ、沖縄の皆さんの御理解を得ることも決して不可能ではない。これは戦前の陸軍と、あるいは軍と現在の自衛隊はかなり本質的に変わっております。私は、防衛大学校で八年間講義しておりました、それから全国の各隊においても、自衛隊にはずいぶん講義に行きます。そのときに、必ず自衛隊のための自衛隊たれということを主張してきたわけでありまして、以上です。

○高山恒雄君 田中先生ね、ますます不安になったものですからちょっとお伺いしたいのですが、簡単に聞きますが、アメリカは戦略的地位の立場を持ってやっただけで、日本はそれに入っているのかと私は思っているのですが、その点はどうですか。

○公述人(田中直吉君) お答えいたします。

もしもアメリカの主張を根本的に反対の立場でいけば、私は、沖縄は返ってこないと思う。それは一昨年アメリカの学者が私のところに参りました、それはちょうど一昨年の一月でありまして、そのときに、私が、沖縄問題をアメリカはどうか考えているのかと聞きましたら、アメリカの人は九〇%までは沖縄問題なんというものに関心はない。日本では騒いでいるかもしれないけれども、沖縄がどこにあるか知らない人がアメリカ

には多い。それから、その一〇%の関心のある人でも、沖縄返還に賛成している人は非常に少ない。

日本に伝えられているのは、これは親日的な人たちの意見であるというのを聞きまして、そうして、私に言うのにも、もしも日本とアメリカとが立場が逆だったら、あなたはどうしますか、もしも、あの太平洋戦争で日本がハワイを取った、そのハワイを占領した場合に、アメリカから返せと言われたときに日本はハワイを返しますか、こう逆襲されてきたわけでありまして、アメリカでは非常に戦術的な立場から物を見ている。つまり国防総省なんかの力が相当強いんです。そういう学者の説のほうが非常に強いんです。これはハート派の学者よりも、私は、アメリカのタカ派の学者と意見を交換いたしました、その人たちの意見も無視することができないんじゃないかというふうに思うのです。日本は日本の立場があります。しかし、アメリカのそういう立場というものを頭に置いて御審議願いたいと思うのです。それでないと、アメリカでは、この返還は気にいらんからと返したら、これは永久に日本に返すつもりはないと言いう人もあるわけですから、以上です。

○長田裕二君 自由民主党の長田でございます。時間がないうちから、簡単に御質問いたします。

一つは、金城さんにお尋ねいたします。先ほど切々たるお話をしつつ承ったのですが、今度の沖縄復帰につきましては、沖縄の方々の気持ちとしまして、一つは、戦争体験、及びそれにも連なっておられると思われる基地によるいろいろの弊害をお考えになるもの、それからもう一つは、異国人の施政権のもとにあるということ、その二つの面があるんじゃないかというふうに考えております。第一の面につきましては、実はアメリカが今日基地という面で沖縄が要らなくなったから返すというところまで到達しておられないその段階で返すということ、現在のところ、大部分のものがそのまま残るということで、それにつきまして、あるいは日本の自衛隊が派遣されるということ

とにつきましての御感想を承ったわけでありまして、異国人の施政権のもとから今度は戻ってくるというところにつきましての御意見なりは、あまり承らなかつたような気がいたします。それにつきましての御意見なり御感想なりをひとつ。

それから一泉さんにお伺いいたします。

先ほどの御意見の中に、公用地等の暫定使用に関する法律に対する御批判の一つといたしまして、その使用面積が不確定だということをあげておられたような感じがいたします。私どもの承知しておりますところでは、この面積はまず米軍が現在使っておるものの範囲内で、一つは、自衛隊が引き続き使うもの、それから第二は、米軍が今度日米安保条約に基づいて使うもの、それから第三は、米軍が返し自衛隊が使うものというふうに承知しておるわけで、復帰後は現在よりもその面積はある程度減る、それから今度は減るその内容の中で、大部分は所有者との契約に基づいて土地が使用される、残ったものについては海外に所有者がおつたりしてなかなかつきり交渉ができません、あるいはまた沖縄に在任しておる人の所有だと思われても、権利が十分確定していない、争いがあつたりするもの、それから使われることを承知しない方々、そういうふうな承知しておるものですが、その面積が不確定と言われることが、大きな御批判の理由になつておる点について、私、十分理解できませんので、その点をもしさらに重ねて御説明いただければと思います。以上二つでございます。

○公述人(金城芳子君) あまり急ぎましたので、そういうことに触れなかつたわけなんですけれども、実は沖縄の心でございまして、アメリカに対してたいへん敵愾の心を持っておりまして、それに対しては日本本土に對しても不信感を持っています。現に戦争のころに日本の軍人が結局沖縄を守つてくれたからといううでございまして、戦中だったものから、あるいは日本の軍人がそういうふうな気持ちになつたのかもしないで、あるいは、住民が防空壕をつくつて

その中に隠れておりますと、戦争のたびに、私たちの命が大事なんだから、君らは出ていけということを出されたということもあるそうでございます。いままで黙つていたんですけれども、そういうことをみんなが漏らしているわけなんです。そういう意味と、それから薩摩の政策でもって沖縄は結局支那の属国だというふうな形にしちゃつて、密貿易をしたわけでございますので、沖縄はいかにも日本本土じゃないというふうな印象を日本本土の人に持たした、それは政策上だつたと思ふんですけれども、とにかく歴史から申しますと、何かこう支那の服装をさせて都大路を練り歩かせたというふうな歴史も残つておるわけなんです、そういう意味でたいへんその時代に沖縄は日本本土じゃないというふうな印象を日本の皆さんに与えてしまったということで、それがずっと長い間に何だか沖縄は異民族、日本の民族じゃないみたいな感じを持たされてしまつて、何か沖縄を見る目がちょっと差別的なところがあつたわけなんですけれども、それは若い人にはわからない、まだ私たちは沖縄人というんで、ちょっと小さくなるようなことがございまして、そういうこと、たいへん長い歴史のなまが、あつて、また戦争のときにもそういうことがあつて、ちょっと不信感があるわけなんです。そういう意味で自衛隊が確かにわれわれを守ってくれるかということは、それに対して疑念があるし、それから自衛隊が入つて来まして、いざというときには目標にされるのはまた沖縄だということ、もう沖縄の人たちは二度とそういう犠牲には協力させられたくないという強い感情をみんな持っているわけなんです。それでよろしゅうございませうか。

○公述人(一泉知永君) お答えいたします。

実は土地面積につきましては、いろいろに調べましても、正直のところ、総面積さえもいろいろな数字があつて、どれがほんとうだかわからぬという実情でございまして。しかしながら、とにかくにも総面積は一応出ておるんです。ところが琉球

政府で把握されておる基地面積と防衛施設庁で把握されておる基地面積の総数にも差がございます。ところがその差がいかような理由によるかと

も、総額が出ているからには、その中身が合計された数字であるはずなんです。したがって、その所有者の確認であるとか、あるいはつぶれ地その他というふうに現実で認識できない、認定できないという現実問題はございまして、けれども、とにかくもそのような土地を強制収用するわけでございいますから、結局、具体的には個別の基地の面積はあるはずなんです。内部事情のむずかしさは私も十二分に承知しておりますけれども、個別のな一つ一つの面積が把握されないでなぜ合計が

出てくるか。そういう非常に単純な問題が何にも説明されておらない。そのような数字にも、いろいろ私さまが持つておりますが、損する者があり、かつその中身がわからぬで、かつ、先ほども御質問もありましたように、協議するとか相談するとか言いましても、一片の公示通告だけで持つていつてしまふ、一体どこの何を持つていくのか、それさえ実はわからぬというのが私の感じであります。おまえの感じは間違つておるといふなら、具体的な数字を私にお示し願いたいといふことでなくて、沖繩及び日本人全部にお示し願いたいといふことなんです。

○委員長（長谷川仁君） 他に御発言もないようですから、これにて質疑を終わります。

公述人の方々には、本日はお忙しいところ本公聴会に御出席賜わりまして、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして、ここに厚くお礼申し上げます。

午前の会議はこの程度とし、午後は一時二十分から再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時四十五分開会
〔理事丸茂重貞君委員長席に着く〕

○理事（丸茂重貞君）　ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会公聴会を再開いたします。

午後は、六名の公述人の方々から、沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案 以上の各案件につきまして御意見を伺います。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところを御出席いただきまして、ほんとうにありがとうございます。

本委員会は、現在、付託されております沖繩関係諸法案について審査を進めている次第でございますので、本日は、本問題について、皆さま方のそれぞれの立場から忌憚のない御意見を賜わり、今後の本委員会の審査の参考にいたしたいと存じておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本日は、名古屋屋におきましても地方公聴

会が開催されておりまして、委員十九名がそのほうに出席いたしておりますので、この点は、あら

はじめ御了承をお願いする次第でございます。これより公述人の方々に順次御意見をお述べ願うのでありますが、議事の進行上、お一人十五分程度でお述べ願ひ、公述人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後に委員の質疑を行なうことといたしたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

それでは、まず、梶谷公述人をお願いいたします。

○公述人（梶谷善久君） 政治とは変化に対応することであるとは、ほかからぬわが佐藤総理の哲学だと承っておりますが、国際情勢の大きな変化に

伴う沖縄軍事基地の性格の変化を検討し、その変化に対応する政治と外交はいかにあるべきかについて所信を申し述べたいと思います。

沖繩返還協定は一昨年十一月の日米共同声明を基礎とするものでありますが、それ以後の国際情勢の激変の基調は、一言で言えば、冷戦構造の崩壊でありましょう。ヨーロッパでは、西ドイツのブランド首相が本年度ノーベル平和賞を授けられたことで象徴されますように、雪解け現象はその量と速度を増してきております。ソ連が、最も警戒しておりました報復主義、軍国主義から脱皮して、西ドイツはすでにソ連との間に、昨年は武力不行使条約を結び、ことしはベルリン協定が成立

機構と、これに対抗するワルシャワ条約機構とは、ともに軍事色を薄め、東西両ヨーロッパの首脳交流がしきりに行なわれております。ヨーロッパで第三次大戦が起ると考える人はほとんどないでありますよう。

実際に戦火がほうぼうで燃えておりますアジアにいたしまして、緊張緩和の大勢は否定することとができません。本年度の十大ニュースのトップはニクソン米大統領の中国訪問決定であると見られますが、ここにアジア情勢の大きな変化が集約されております。実は、大統領が訪中を決定する

ことによりましてアジアに變化が起つたのではなくて、中国をめぐる潮の流れが大きく変わる一

入が行き詰まり、またその国内の諸矛盾が激化する中でニクソン大統領はまだ国交もない中国へみずから出向いていくという決心をせざるを得なくなつたのであります。アジアへの軍事過剰介入政策を修正し、なかならず中国封じ込め戦略の転換を余儀なくされたのであります。米中対決から米

中対話へと移ろうとしているのであります。

なお、ここでインド、パキスタン戦争にちよつと触れておきたいと思います。今度のインド軍の勝利はその軍事力がパキスタンに三倍、五倍したのが原因である。中立政策や平和外交よりも、結

が、それはきわめて皮相の見解と言わなければなりません。実は東ベキスタンを差別し、収奪して

きた上は、昨年十二月の総選挙の結果を無視して議會を開かないばかりか、バロツト(投票)に報いるにバレット(彈丸)をもつてしたのがこの三月から始まつたパキスタン政府の軍事弾圧であります。パキスタンに送り込まれた政府軍は、ベトナムに派遣されたアメリカ軍と同じように民衆の敵意の海に取り囲まれてしまいました。アメリカが沖繩の基地建設に投じた費用は十億ドルと見られておりますけれども、それに倍する二十億ドルの軍事援助をパキスタンに与えております。そして

戦争の際にかなり善戦したパキスタン軍が今度は一敗地にまみれたのであります。これは軍事力よりも民衆の動向が重要な決定要素であるというところの証明を新たにつけ加えたものであつて、軍事力強化の必要を説く材料にはなり得ないと考えます。

さて沖繩は、太平洋戦争の末期に本土防衛のためとなり、三カ月半にわたる敢闘の末、沖縄県民の中学生、女学生の死体が洞穴に重なり、海岸に散乱するという惨状の中で、米軍の占領となりました。そしてここに軍の基地をつくったアメリカカ

は、戦争が済んで後、これを対日盟約基址、対日盟
撃のための基地として残したのであります。この

第二次大戦後に復讐のやいばをいって、再び連合軍に第二次大戦をしかけたナチ・ドイツの先例もあり、アメリカは軍国日本の報復を極度に警戒しておりました。帝國陸海軍の解体、軍需生産の禁止などとともに、沖繩基地を強化したのであります。ところが、今度の二大戦中に連合国としてファア

シスムは、俄の戦方であつた。美と日とが冷戦年によつて敵となり、一九四九年には中国に中華人民共和国が成立するに及んで、アメリカの対日政策は日本をアジアのスイスとするのではなく、反共基地として利用するといふ逆コースに変わったの

衛庁や外務省あたりが何ら実地検証を經ていない

ば、ジェット戦闘機、戦車、護衛艦に膨大な費用

反対せざるを得ません。沖縄の軍事基地を残し、

しましたが、その後に入手したドル及び法

人使用のドルについては何らの保証もないのであります。したがって、沖縄の人たちはたびたび集会をしまして、五十万人の有権者の人が記名調印して、どうしても早くドルを円に交換してもらいたいということを陳情に来るというのを聞いておりますけれども、これは沖縄にとっては死活の問題であります。いろいろ困難な問題は多いと思ひますけれども、日本の政府は善処して、どうしても沖縄県民の期待に沿っていただきたいと思ひます。また、佐藤総理も議会において、誠意をもってこの問題は取り組んで、何とか沖縄を期待に沿うようにしようという、抽象的ではありませんけれども、そういう答弁をしておられます。

この問題は、言いかえれば、もはや沖縄の人——全県民はドル圏内より円圏内に移行しようという考え方になっておられると思ひます。言いかえしますと、早く日本に返って、日本の国民として円に返りたいという一面が——そう強くなっておられると思ひます。一部におきましては、この返還協定並びに関連法案に不満の人もあって、延期してもよい、あるいは返ることがもつと将来になってもよいという意見を述べた方もありますけれども、現在におきましては、私は全県民が一日も早く日本に返りたいと思つておられるかと信じております。

私は、たびたび沖縄に参りましていろいろな人に会い、いろいろな人と討議をしましたが、昔はやはり基地が豊かで消費が相当にあつて、そうしてその基地経済の豊かさの温室の中において豊かな暮らしをしてきた沖縄の人たちが、だんだんとアメリカがドル防衛のために緊縮してまいりまして、これから先はどうしても祖国日本に返つて生きていかなければならないという自覚を沖縄県民は強く持つようになつたと思ひます。

その次には、私は、いま沖縄は非常に金融が逼迫しております。だんだんと預金の歩率は低くなつてきて、そうして貸し出し率は非常に多くなつて、もはや金を貸す余裕がないほどドルに金を貸し出して、銀行は非常に金融逼迫におちいつて、日本と逆になつております。したがって、中小企業はこぼれ落ちて、そうして中小企業においては、労使の紛争が方々に起こつておる現状であります。また、そのほかに、沖縄におきましては軍の労働者がだんだんと失職する、その失職する人たちをどうして収容するかという大きな問題にもなつております。

したがって、日本でありましたら景気の浮揚策として大きな金額の公債を発行したり、あるいはまた公共投資をしたり、社会資本の充実をしたりして、景気の浮揚策を実行できるのでありますけれども、沖縄におきましてはそういうことはできません。復帰前といへども、日本は沖縄の景気浮揚策に何か手を打つべきでありますけれども、しかしながら、施政権がアメリカにあります、日本が施政権下の沖縄においてやれる限界があります。どうしても早く返つて、日本が沖縄にいまいろいろの関連法案でできたような施策を実行して、そして沖縄を豊かな県づくりにする必要があると思ひます。この法案にありますが、いろいろなことを実施して、その効果が発揮されて沖縄の県民が潤つて非常に生計が豊かになるためには、私は、数年を要すると思ひます。したがって、沖縄の返還が一日おくれればおくれるほど沖縄の人たちは非常にこぼれ落ちてくる期間が長くなると思ひます。

そこで、私は、沖縄のほんとうの心を理解せられて、この法案が参議院において一日も早く採決せられて円満に国会が終わることを願つておるものであります。

そこで、この関連法案を見ますと、まことにりっぱにできておられて、微に入り細に入り、沖縄の心を心として、沖縄の繁栄に、沖縄の福祉に、あるいは沖縄の今後の進歩に、あるいは自治の尊重その他を非常に配慮せられてつくられたものであります。ゆえに、これが実行せられなければ沖縄に反映するような施策はできません。ぜひともこの法案が成立して、そして実行せられて、沖縄に大きな公共投資をされて、たとえば港湾や道路、電力、水道その他多くの公共投資をされま

して、それが景気を浮揚し、そしてまた離職した人たちを吸収して、だんだんと沖縄が繁栄を取り戻すきっかけになると思うのであります。

一番問題になつておられる自衛隊の問題でありますけれども、やはり自衛隊が沖縄に進出して局地的防衛のため、また、日本を含め、東南アジア防衛のために——そういう法律に基いてあるような土地の使い方を私は認めるものであります。先般も、沖縄には、から手という武庫があります。が、から手に先手なしというのを防衛庁の長官が言いましたけれども、日本の武装は先手なしで防衛のものであります。決して積極的に出るような軍備ではないと、私は固く信じております。

そこで、私はいまほんとうに沖縄のことを思うならば、沖縄の人たちをどうして豊かにさせるかというのを考えることが沖縄返還の根本の問題だと繰り返して申し上げる次第であります。

また、終わりにになりましたけれども、昭和五十年には沖縄に海洋博が催されます。これは、大阪における万博と違ひまして、その施設を残して沖縄を世界に紹介し、日本に紹介し、沖縄が脚光を浴びる千載一遇の機会であります。そして、その施設を残して将来の経済発展の基盤にし、あるいはまた観光沖縄をつくるための施設に利用して、それを契機として沖縄を繁栄に導こうという日本の配慮に対して、私は、沖縄県の出発点として、日本政府の配慮に対して深く敬意を表する次第であります。

これをもちまして私の陳述を終わります。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、武藤公述人にお願ひいたします。

○公述人(武藤武雄君) 私は、与えられました時間がわずかでありますから、要点を申し上げて意見を述べさせていただきます。

第一は、VOA放送の問題であります。政府は、国会の答弁の中で、VOA放送は電波法の適用を受けない、そのために放送法からも除外をされると、こう説明をいたしておるのであります。これは沖縄復帰後に重大な禍根を残すおそれがあるのではないかと考えます。それは憲法の精神にも抵触する重大な問題であると考えております。放送法の第一条には「左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し」となつておられて、第二には「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する」と、この基本を明確にしております。しかるに、政府答弁では、アメリカ側の説明を引用いたしまして、これは戦略放送といつても非常に幅広いものであるから必ずしも軍事目的ばかりではないと、こういう答弁でその本質をごまかしておるのであります。

しかし、VOA放送がアメリカの極東向け謀略宣伝放送であることは、過去の事実あるいはアメリカ議会における政府、軍関係者の軍事委員会等における説明でも、これは明らかだと思ひます。たとえば、民社党の首脳委員の質問で明らかにいたしましたように、一九六六年の二月七日、米下院の軍事委員会で、「沖縄は米国の戦略的にとつても重大であり、一例をあげれば沖縄にはVOAの重要施設がある」と云々と報告されております。また、六六年三月二十三日、下院軍事委員会の聴聞会における証言録でホルト陸軍次官代理は、「沖縄は西太平洋におけるわれわれの安全上の公約を守るための兵力展開に三重の目的を果している。いわく、兵站基地、輸送基地、重要な通信輸送の中心地、さらにはVOAの重要な活動地点である」と、こういうふうに説明をいたしているのではありません。また、最近、米国防務委員会におきまして、フルブライト外交委員長は、「いまや中国に対するアメリカの態度及び政策を変えつつあると期待し、それを信じているが、そうするとVOAの継続はいかなる理由で正当化できるのか」ということで、政府に鋭く詰問しているの

であります。これを見ても、VOAは明らかにヨーロッパの自由放送と同じく冷戦の産物であることは間違いない。特にこれが中共に対してその封じ込め作戦にその主体があったことは、これはもう当然だと思えます。

しかるに、今日、そのアメリカが対中国政策を大転換をせよといたしております。そのやさきの沖縄返還でありますから、どうしてこのようなVOAの施設が残されなければならないかというところについて、われわれはわからないのであります。特に電波法の特例除外という形においてこれが処理されるのであります。電波法は、御承知のように、単に外国法人に免許を与えるかいかとといった技術的問題によって出ておりましたが、その特例除外をし、そのため肝心の放送法の適用も除外されるということになります。前に述べたように、憲法の精神にのっとる放送法の憲法ともいべき基本が侵されるおそれが出てくるのではないだろうか。今度沖繩は、日本に返ってまいります。日本本土であります。その日本本土から軍事目的の諜略宣伝放送がまかり通るおそれが当然出てくるのではないだろうか。それは大きな問題であります。だとすれば、これらの施設を撤去することをアメリカに要求することは、アメリカの政策からいっても当然ではないでしょうか。また、どうしてもそれが一定期間できないというならば、当然日本の国内で規制されております電波法、放送法、そういうものと抵触しないように、どうしてこれを、それが抵触する場合に、取り押さえるかという法的措置も当然必要が伴ってくるのではないだろうか。政府答弁のごとく、VOA、これについてはアメリカ政府がその責任において放送をすることになっておるから———という説明だけでは納得できないのであります。当然、VOAは撤去すべきであって、本協定のごとく、五年間継続して、しかも、その五年後においては、その状況によってあらためて取り扱いを協議するということになりまると、これは半永久化のおそれが出てくるのでは

ないでしょうか。これでは、政府が言っておりますように、沖繩を本土化するというのはなく、逆に、沖繩復帰によって本土がある面においては沖繩化されるという現象が出てくるのではないだろうか。

その次に、今度の協定の中にあります沖繩の土地収用の問題であります。沖繩の公用地等の暫定使用法案については、沖繩県民やわれわれ本土国民を問わず、本土並みの返還ということは、でき得れば基地についても本土並みにしてほしいというものが、当面これらの真摯な要求ではないでしょうか。しかるに、現在沖繩にある百数十カ所の軍事基地のうち、今回返還されるのはわずかに二十カ所にすぎません。沖繩には、なお総面積の八・八%に達する膨大な基地が存続するのであります。いわゆる基地の中の沖繩といった表現が今後とも続くということに相なるわけでありま。しかも、本法によると、本土法では地位協定による特別措置法ですら六カ月に限定されている暫定強制使用が五年間となりまして、十倍も延長されるということになります。しかも、従来軍施設を「公共」の範囲に入れることは適当ではないと、かつて河野さんが建設大臣のときもそういうことを言われたようでありまして、そういう軍の施設を、いわゆる本法に便乗いたしまして、自衛隊の使用地までもこの法案の対象にするという考えのようでありまして、まさに強権の悪乗りと言っているのではないのでしょうか。しかも、沖繩の土地の地籍調査がまだまだ不十分のままこういうことが行なわれるということは、悪乗り便乗も、はなはだしと言わなければなりません。国民の基本的な財産権に対する大きな侵害になってくると思うのであります。

も、当面、基地を本土並みに近づける努力をすることが日本としては先決ではないでしょうか。さっぱり返ってこない、わずかな返還地まで便乗強権によって取り上げるなどということは、言語道断ではないでしょうか。

また、先ほども公述人の方の言及がありました。が、ちょうど沖繩返還は、ドル・ショックにおける日本経済の非常な困難な事態の中で、返還前の状況、返還を予想される大きな転換期の中で、沖繩の県民は非常な不安と現実の生活にあえいでいると思うのであります。特に労働者につきましては、人事院勧告等の本土並み適用によって公務員は救済されるのでありますけれども、一般民間の企業の労働者、特に中小企業の労働者等は非常に困難な状態におちいるのではないのでしょうか。特にドルの交換等による非常な損失が、これら中小企業に甚大な影響を与えるということになります。労使問題というものは非常に深刻な状態になってくるということが予想されるのであります。したがって、返還の前と返還後の対策とにこだわらず、もっとも沖繩に対するこれらの真剣な配慮が、この際必要ではないだろうかと思えるのであります。

沖繩の早期返還は県民のひとしく望むところでありまして、そのため、大きく日本の国益をそこね、沖繩県民に大きな犠牲を、なお継続してそれをしるような協定は、拙速にして批准を急ぐということではなしに———衆議院で行なったような、あの混乱の中からこの法案が参議院に回ってまいったのでありますから、参議院におきましては、本法のごとく、特に沖繩県民に身近な影響を与える、しかも憲法の精神をもそこねるような重大な内容を持つ法案については、参議院の良識にのっとりまして、国家百年の国益に重きをいたし、政府に再交渉あるいは再調整等の機会がとられるべく、慎重な審議で参議院においてこれが解決されまするよう心から念願をいたしまして、私の公述といたします。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、遠藤公述人にお願いたします。

○公述人(遠藤朝英君) 今度、懸案になっております七法案、これを検討した結果、二、三をピックアップいたしました。私の見解と、今後ぜひ実現していただきたいと思う意見を申し上げたいと存じます。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案についてでございますが、この法律案は、沖繩が沖繩県になるについての当然の経過措置と、大体五年を期限としての各種の保護措置とが盛り込まれております。

沖繩復帰の実現の可能性が見え出しましたところ、東京在住のわれわれ沖繩出身者の間では、沖繩県民が不安なく、しかも生活レベルを落とすことなく復帰を迎えるにはどう対処すればいいかという問題について、しばしば意見の交換を行ないました。このとき、事業家や財政関係者は、経済と産業とが最も重要な問題であり、生命であるから、これへの対策を考えればよいとの意見を強く出されておられました。しかし、私は、その考えはあまりにも鋭角的に過ぎると思ひ、経済、産業の開発保護対策はもちろん重要ではあります。ただ、それだけでは、われわれのスローガンや要求としては十分ではない。沖繩の現実には経済、産業はもちろんのこと、厚生、環境、消費生活、文化、福祉等あらゆる面において特殊である。その現実を立て、日本政府に要求すべきは要求すべきであるとの見解を出しました。どんな法律にも改正の際には経過措置が伴うから、必然的な経過措置は当然出てまいります。しかし、われわれとしましては、この経過措置のうちで最も重大視して意思疎通をはかっておかねばならないことは、それを必要とするあらゆる面で保護措置を要求することだと主張したのであります。この保護措置は、

五年とか十年とかの時限立法でもないではないかという意見も出しました。そして在京の沖繩県人の有志は、沖繩の復帰については、経済、産業の開発対策はもちろんのこと、厚生、文化等あらゆる面で開発対策を樹立し、保護措置を講ずべきものは講じていただきたい旨を文書にもし、また口頭でも関係者にお伝えしてまいりました。

今回国会に提出された沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案の中には、われわれが提起し要求した趣旨が織り込まれているまたは感懐無量でございませう。先ほど瀬長公述人は、沖繩の心を心としたと言われましたが、私も、この点ではそのように感じる一人でございます。ただし、保護措置がこれで十分だというのではございませう。あとで意見として申し上げるように、まだまだわれわれが要求する要求はたくさんございませう。しかし、要求はありまして、これは衆議院で佐藤総理が言われた行政運営の面で配慮するとの約束を信頼して、私は、この法案そのものには賛成でございませう。

第二に、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案でございますが、これは沖繩においても、国会においても論議的となつていっているようなので、第二番目にこれを取り上げます。核抜き・本土並み、日米安保条約の尊重という日米両政府が確認した原則の上で沖繩の施政権の返還が実現を見ます以上、この法案の生まれるのは当然ではないかと思ひます。

東京在住の沖繩出身者の中にも、この法律は、土地の強制収用であるとか憲法違反であるとか主張する方もあります。私は、憲法学者ではございませぬので、法律論はわかりませんが、憲法論には納得のいかないものがございます。私は、むしろこの法措置には地主への保護の一面もあると思ひます、この点については日本政府を信用したいと存じます。

自衛隊の配置についてでございますが、実は、この問題については自分の専門とする厚生や医療

の問題に次いで真剣に考えました。私も戦争は反対でございます。今日の科学の進歩や、核兵器を幾つかの国が持っているという世界の現実を考えますと、戦争に反対しない人は日本国じゅうに一人としていないと存じます。しかし、地球上の何か所かで戦争や国内紛争やが起つていて、その実情を見ますと、日本が自衛力を持つことを理解し得ない人もまたいないように思ひます。したがって、自衛隊を沖繩に配置することによって戦争に直結するとか軍国主義の復活だとかの論は、私は理解することができません。世界の先進国の学者の間では、イデオロギーを振りかざしてのいわゆる対決時代はもう過ぎた、最適社会を建設し、福祉国家を目指せばいいこととなりつつあります。今度世界戦争が起これば世界は滅亡だらけは世界の常識となつてまいりました。この常識から、私は、自衛隊の配置が戦争につながるの意見は理解できません。

自衛隊の任務であります。これは、主務大臣をはじめ関係者は、他国攻撃ではなくあくまでも局地自衛と民生協力、災害救難などの実施が目的だと言われております。自衛隊の民生協力、災害救難については、私は、その恩恵を受けた経験のある人の意見も聞いてみました。たとえば、伊勢湾台風や大雪災害にあった友人がおりますが、それらの人々の意見は、自衛隊はそれとき神さまのように見えたと言つております。沖繩は、台風や干ばつなどが常襲の土地柄でございます。大戦争の勃発よりも、むしろ自然災害の発生の方に可能性が強いとは、私の沖繩の友人のことばでございます。私は、これはもつともだと思ひます。また、沖繩は基地経済の土地柄であるとの現実にかんがみまして、復帰に伴う基地周辺業者の不安や失業を考へますと、むげに自衛隊配置を退けるわけにはいかないと思ひます。これもまた一つの沖繩の心ではないでしょうか。

私は、郷土沖繩を無上にあつております。同じように日本という国柄も愛しております。それに、日本政府を信ずることが大事だと存じます。

私は、したがって沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案も支持いたします。

第三に、沖繩振興開発特別措置法案でございますが、これは十三項目にわたる振興開発計画を内容としておりますが、これこそ復帰後の沖繩から不安を除き、沖繩を豊かにするのローガンに直結する基幹法であると思ひます。そしてわれわれが二、三年前から要求してきたその要求が実つたとの印象も強うございませう。ただし、一、二注文がありますので、あとでこれを申し上げることにいたします。

なお、衆議院の段階でこの法案で修正がなされておりますが、その中で、沖繩振興開発審議会の委員二十五人以上が三十人以上となり、その増員実質が学識経験者の六人を十一人にしたことにある点に關し、私は敬意を払ひます。

以上、参議院で御審議中の復帰に伴う七法案につき、特に重要だと思はれる点につき申し上げましたが、私は、返還協定はもとより、懸案となつておりますこれら七つの関係法案が一日も早く参議院を通過することを望むものでございませう。

以上は法案に対する私の意思表示でございますが、次に、民生関係について私の希望意見あるいはまた注文と申しましようか、そういう点について申し上げたいと存じます。

第一に、厚生、医療関係から申し上げます。経過措置において日本の健康保険、国民健康保険の制度をそのまま適用するかの印象が強うございませうが、これはきわめて危険でございませう。これは制度の導入のみに終わつて、医療の質と医師の確保は漏れてしまひます。私は、この医師の確保のできないことを一番おそれるものでございませう。沖繩の医療の質は、アメリカと日本の医学、医療が混在しておりますので、世界的に見ましても決して低くはございませぬ。文章の上では医師不足の解消が可能のように今度の法案にはなつておりますが、本土においてさえ医師不足は深刻でございませう。医師の増加一・一倍に對し、患者の増加一・七倍が本土の実情。もし、全国の保険医

が不満だらけの保険医療制度を、一本化の名目のもとに、そのまま沖繩へ流し込むと、沖繩の医療従事者の確保はできなくなると存じます。こまかいことは申し上げませんが、日本の診療費にブラスアルファを加える保護措置が絶対に必要でございませう。日本の保険におきましても、たとえば国民健康保険におきましては、当初の国民健康保険には特別保護の道が講じられております。この点も御考慮に入れていただきたいと存じます。また、国民健康保険のスタートにつきましても、立法院において自由民主党が修正し、医療三団体も了承して、立法院で可決を見ました国民健康保険法案の実施を考へられたいと思ひます。もう一歩突っ込んで申し上げますならば、国民健康保険の実施の整備条件が整うまでは現行の期限つき延長も考へられると存じます。さらに、沖繩には医介輔という特別な医師を助ける職能がございませうが、今度の医療法を見ますと、これを医師とみなされた医療行為を許した反面、これを医師とみなすという一項がございませう。私は、これは将来大きな混乱を起すものと予想いたしますので、ぜひともその表現は参議院の御良識によって御一考いただきたいと存じます。

沖繩のらい病の罹病率は本土の二十倍と言われております。戦前には、沖繩と熊本はらい病の罹病率の高いことで日本一を誇つておりましたが、今日は格段の相違となつてまいりました。これは予防処置が行なわれなかつたことに原因があるのございませう。世界的に標準ワクチンとして認められておりますが、国のBCGワクチンを接種することに、すみやかにらいの予防に効果をあげていただきたいと存じます。なぜならば、結核BCGは、らい予防にも有効だからでございます。次は、土地使用についての注文でございますが、軍用地の地主は現地では三万七千人、まあこれは三万数千人と表現してもよろしゅうございませうが、三万七千人。このうち三千人ないしは五千人が土地使用に反対だということでございます。土地の暫定使用に関する法の実施にあたっては、

多くの沖縄現地の人々から切実な意見として出ていますように、強制によることなく、あくまでも話し合いによる契約をお取りつけになり、たとえ反対派といえども説得なさる御努力が必要かと存じます。これこそこの特別措置を生かす根本だと私は存じます。契約して土地使用に際するとの地主団体は、地代を現行の約七倍にするよう——実際は六・九倍だと存じますが、約七倍にするよう要求しているようでありますが、これは二十六年間の低額地代——低額の貸し地料と、その低額からくる損失補償とを勘案いたしますと、私は、当然の要求のように存じます。ぜひこの要求はかなえていただきますよう政府・与党ともに御努力賜わりたいと存じます。

次は、民生関係のうち中核とも言うべき水の問題を申し上げます。上水、下水の現代化は、沖縄にあつては産業の開発、生活環境の清浄、公衆衛生の向上、公害対策、日常生活等、おおよそ民生に関連のある諸問題と重大な関連がございます。産業の誘致開発のごときは、水の問題が解決を見ない限り私は公害排除の手は打てないのではないかと存じます。ところが、水の問題に関する対策は、たとえば沖縄北部に水源を求めるとのアイディアを見るにすぎません。私は、これだけでは沖縄本島においてさえず水の問題は解決しないように存じます。沖縄は千ばつの頻発する土地柄であり、離島も含めての対策が必要でございます。私は、総合対策として海水を真水にする研究とその量産化の開発を行なわねば、沖縄の民生問題は明るくならないと考えます。海水を真水にすることはコストが高くつくとの理由だけでこの問題を見送ることは怠慢でありまして、少なくとも非科学的だと存じます。国費をもって海水を真水にする研究とその量産化への踏み切りをお願い申し上げます。次第でございます。

沖縄振興開発特別措置法案にちなむ沖縄振興開発審議会の構成についての私の希望でございますが、前に述べましたように、二十五人以上を三十人以上にした修正に敬意を払いますが、その構

成、特に学識経験者十一人以内の中には、本土の学識経験者ばかりではなく、中央にある沖縄出身の学者並びに現地沖縄に在る学識経験者をも重点的に登用していただきたいと存じます。これは沖縄の心を生かすゆえんだと考えるからでございます。

沖縄の現実を分析いたしましたして、海洋産業の開発研究は非常に重要でございます。沖縄がアジアや東南アジアの玄関口だとの関係者のことばは、まさにそのとおり。ならば、沖縄に海洋産業開発研究所を国立としておつくりいただきたいと存じます。

最後の要求意見として申し上げたいのは、ドルショックの件、これは議長公述人もお話しになりましたが、私は、今月一日から四日まで沖縄へ参りましたが、沖縄はすみずみまでドルショックとドル不安に襲われております。ドルショックへの対策につきましましては、一ドル三百六十円の交換値はもろんのこと、きめのこまかい点まで御勘案の上、早急に手を打っていただきたいと存じます。

以上を申し上げ、総括結論として懸案の全法案の一日も早い参議院通過を念願いたしまして、私の公述を終わらしていただきたいと存じます。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、新里公述人にお願

いいたします。

○公述人(新里恵二君) 新里でございます。私は、一九二八年に沖縄の那覇で生まれました。一九四四年の四月まで沖縄で生活しておりました。その後、本土に在任しているわけですが、一九五五年ごろから沖縄の歴史の研究に手を染めまして、これまで沖縄の歴史、民俗、文化といったようなことについて二冊の書物を出版しております。それからまた、沖縄問題について、そのつど自分の意見を論文にしたりある

いは口頭で発表してまいりました。かたわら、私は弁護士でもありますので、沖縄の問題を法的な側面から検討する、研究するということをやっています。たまたまことしの六月に那覇が市になってから五十年になる、那覇市制五十周年ということで那覇市からお招きを受けまして、私、二十七年ぶりに沖縄に帰ってまいりました。

その後ことしの十二月五日から約一週間、これは同僚の弁護士十四名と主として沖縄の基地問題、軍用地問題について調査のために参りまして、一行が帰りました。今月十四日に沖縄から帰ってきたわけでございます。そういうわけでありまして、私、沖縄県出身者の一人として、それから沖縄の歴史、沖縄問題の研究者として、あるいは弁護士として、そういう立場から若干の意見を申し上げまして、御参考に供させていただきますと思

います。それからもう一つ、私、きょうは、共産党の推薦で公述人ということで参っておりますけれども、共産党の政治的主張をこの場で代弁するということよりも、むしろ、沖縄の県民百万が沖縄協定とその関連法案についてどういう不満を持っているのか、あるいはどういう点で疑問を持っているのかという点を代弁するという基本的な立場で公述をさせていただきます、かように考えております。

沖縄の県民の不満と不信を代弁するわけでありま

すから、あるいは言辭や非礼にわたる、あるいはお耳に痛いことを申し上げることもあるかと存じますが、もしそのようなことがございましたら、戦後二十六年の間、異民族支配のもとで苦しんだ沖縄の県民の屈辱感と憤りという点に思いをいたされまして、非礼の点についてはあらかじめ御寛容をお願いしたいと、かように考えております。

ておりましたら、たまたま江崎防衛庁長官でありましたか、政府自民党が非常に困難な条件の中で今度の沖縄協定をかちとったのだ、その努力については一応評価していただきたい、こういう発言がございました。私は、それを聞いておりまして、一体これを沖縄の県民が聞いたかどうかというふうに聞くのどうかと考えました。と申しますのは、私の意見では、アメリカが曲がりなりにも、しぶしぶながらも施政権の返還に同意せざるを得ないところまで追い詰めたのは一体だれなのか。これは決して私に言わせれば政府自民党ではございせん。むしろ政府自民党は、これまで私どもが復帰運動を続けるにあたって、いつもいけば妨害者の役割りを果たしてきたというふうに私は考えております。

だれがそれでは沖縄をしぶしぶながらも施政権の返還だけでもせざるを得ないところまで追い詰めたのか、これは明らかに沖縄県民百万が中心になって、そして本土の国民と呼応して戦ってきたからであります。

私、ことしの六月に沖縄に参りまして、「カクテルパーティー」という作品で芥川賞を受賞した大城立裕さんと酒を飲みながら話をしたわけでございますけれども、そのときに大城立裕さんは「うっちゃりの力学」ということばを使っておりました。「うっちゃりの力学」というのは、私なりにふ

えんして申し上げますと、要するに、沖縄県民を含む日本国民が二十六年間の長い、苦しい戦いの中で、いわばアメリカと日本の支配層の沖縄政策というものを押しまくる、突きまくるしてきた。そこでどうしても土俵を割らなければいけなくなったアメリカと日本の支配層が徳儀に足がかったところで、押してきたその力を逆用して、さか手にとって、それを安保体制あるいはサンフランシスコ体制の侵略的な再編強化に利用しようとした。それが今日いわれている沖縄返還ではなからうか、こういうふうには私は考えております。政府・自民党の方々はよく、沖縄協定に不満だというのだったら、それじゃ沖縄が帰らなくて

いいのか、こういうふうな設問のしかたをなさいます。しかしながら、私は、こういう二者択一、設問のしかたというものは全く欺瞞に満ちたものであると考えます。沖縄県民を含む日本国民の前にいまだ置かれていた政治的な選択は何かといえ、日米共同声明と沖縄協定に基づく返還か、それとも沖縄県民が真に望んでいる即時無条件全面返還か、この二者択一があるのであって、決して、現状維持か、それともこの協定に基づく返還かというところではないと思います。

しばしば論をなす方々は、この沖縄協定が批准されなかつたら、あるいは関連法案が通らなかつたら沖縄が返されなくなるんじゃないかというふうなことをおっしゃいます。しかしながら、歴史的な経過を振り返るならば、アメリカの上院におけるロジャーズ証言を待つまでもなく、そのような前提自体が誤っているということは一目瞭然だと思えます。

たとえば一九六七年の二月二十四日に教公二法の反対闘争というものがございました。一千名の警察官隊が立法院を取り巻いていたわけですが、約三万のデモ隊が警官隊を物理的にも支配し、制圧し、排除して教公二法をとうとう廃案に追い込んだわけですね。また、一九六六年の一月以来、アメリカは沖縄で一坪の土地も新規接収することができないでおります。全軍勢という労働組合は、御承知のように、布令でストライキを禁止されている組合です。にもかかわらず、数回にわたってストライキが敢行されております。こういうことは、一体何を意味するか。アメリカが現状のままでは沖縄を支配することができなくなっているということだと思えます。そのためにこそ日本の独占資本に片棒をかついでもらって、日本の政府に片棒をかついでもらって基地の支配を安定させなければならなかった。そのことがいまの返還になってきているのだと私は考えます。

したがって、私は、率直に申し上げますけれども、どうぞこの協定あるいは関連法案を批准しない、廃案にしたい。そうするならば、

われわれは二年や三年と言わず、いまより一そうアメリカを苦境におとし入れて、われわれが希望するような返還を勝ちとることが出来る。少なくとも、今日のような返還ではない、今日のような屈辱的な、侵略的な返還協定ではない返還を勝ちとり得ると、かように確信を持って、沖縄の県民の二十六年間の長い苦しい戦いの経験を踏まえて、歴史家として申し上げることが出来る、かように考えております。

次に、関連法案であります。公共用地の暫定使用法案について意見を申し上げさせていただきます。たいと思えます。

関連法案全部について、もし時間が許せば、私は、二時間でも三時間でも意見を申し上げたいわけですが、けれども、国会の慣例とかで時間的な制約があるそうですから、公共用地の暫定使用法案についてだけ申し上げます。

この公共用地の暫定使用法案というものは、われわれ法律家の常識から言いますと、全く憲法違反のかたまりのような法律であり、近代法の常識からすれば、考えることのできないような暴案であるというふうに考えております。御承知のように、沖縄における軍用地の問題は決して昨今に始まったわけではございません。もともと本土と比べての特色というところで申し上げますならば、一九四五年の六月二十三日に日本軍の組織的な抵抗が終りました。そのときに、米軍は、沖縄じゅうのすべての土地を占拠したわけですね。わずかに民間人が使用することを許されていたのは、北部にありました幾つかの捕虜収容所だけでありました。金網で囲んで、そこに沖縄の県民を囲い込んでおきました。その金網以外のところは全部米軍が占領したわけでありました。一九四六年の秋になりましたから、それぞれもとの市町村に帰ってもいいというところで帰還を許されたわけですが、それでも、その場合にはすでに米軍が土地を囲い込んでありまして、米軍に必要ないところは住民が住んでもいいという形で軍用地の取得が始まったわけですね。このような軍用地の取得は明らか

かにヘーグ陸戦条約に違反するものであります。その後、朝鮮戦争が激化する中で新たな土地接収が行なわれるわけでありました。たとえば、一九五二年だったかと思えますけれども、真和志村銘切の武力接収、五三年十二月の小椋村具志部部落の武力接収、五五年七月の宜野湾村伊佐部部落の武力接収、そして伊江島の武力接収という形が続くわけですね。そういう中で、米軍は何をしたか。たとえば具志部部落の武力接収の場合ですと、武装した米兵が出勤してまいりまして、床尾板で装った伊佐部部落の場合ですと、民家に火をつけて焼き払ってしまおう、ブルドーザーでこわしてしまおう。お墓をこわすものだから、人骨も出てくる。こういったいわば文明社会では考えられないような強奪、暴虐な行為を、そういういわば強盗行為をやつてこの土地を確保してきたわけでありました。もちろん、事後に布令その他を出しましてこの事態を合法化しましたけれども、これはいわば銃剣をもって制圧しながらの契約でありまして、決して自由な状態での契約ではないわけでありました。暫定使用法案は、御承知のように、公示によつて土地の使用権を取得するということをきめております。これは、私に言わしめるならば米軍のいま申し上げたような暴虐行為を追認するものである、そして、布令による土地収用をいわば日本の国内法によつて代用するものでしかない、こういうふうに考えます。かりに日本政府が沖縄の県民に対して日米交渉のいきさつをすべて公開して、その上で、日本政府の力が足りなかつたからどうしてもこういう協定しかできなかった、まことに申しわけないけれども、三万七千人の軍用地主の方々は米軍に基地を提供してくれないで、いま申し上げたように、日本の非力のためにどうもこうも協定しか結ばなかったのだ、がまんしてくれないかとお願いをする、という立場で日本政府なり自民党がものをおつ

しやるのでありますならばまだしも、沖縄の県民は、そうか、しかたがないというふうに考えたかもしれません。ところが政府は逆に居直つて、あたかも自分たちの功績であるかのようにおっしゃる。佐藤首相に至つては、戦争でべん失つた領土を平和のうちに回復するのは世界的な壮舉である、こういうことをおっしゃる。これは沖縄の県民がどうしても容認できない。

この暫定使用法案については、法律的にもさまざまな問題があります。憲法の各条項に違反する。たとえば、憲法九条、二十九条、三十一条、三十二条あるいは九十五条、各条項にそれぞれ違反するということは、すでに法律学者あるいは在野の法曹が指摘しておりますので、私は、これ以上繰り返しませんけれども、ただ申し上げておきたいことは、地積の確定すら十分にはできていないということでありました。つまり、どこにあるどの土地を、だれの所有の土地を提供するのかというところからはっきりしていない。たとえば、私ども訴訟を起しますときには、どここの何番地にある宅地何坪というふうに申し上げます。そうしますと、登記簿謄本と公図がございまして、その土地かということが特定できるわけです。ところが、この法案によりまして、要するに、たとえば、イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、トの点を結ぶ線というふうなことでおそらく公示がなされるはずであります。こういうふうな提供土地のきめ方でもし裁判所に訴訟を起す、あるいは賃貸借契約を結ぶということになりましたら、裁判所は、当然、これでは物件の特定ができていないと、こういうふうな言い方に違いはないわけですね。御承知のように、一九五一年に沖縄では地積の測量が行なわれました。これは戦争で公図や登記簿などの公簿が全部なくなつてしまつたからであります。しかしながら、当時の測定器具はきわめて幼稚でありましたし、測定技術も幼稚でありましたから、琉球政府に聞かしても、あるいはまた軍用地主連合会に聞かしても、現在の公簿、公図というものはきわめて不完全なものである、特に基地の中の測量立

たしても、行きつくところは見えていない」とその態度は口にしないが、はつきりとあらわれている。——こういうふうに「琉球新報」の社長の池宮城さんがおっしゃってあります。これはおそらく沖縄県民の心であるに違いない。

先ほどから沖縄県民の心ということについて、立場を異にするさまざまな方から公述がございました。先輩である瀬長さんの意見も拝聴いたしました。しかしながら、自民党の推薦で基本的に賛成だとおっしゃっておる方でも、沖縄県出身者の発言の中には何かしら言外に……。沖縄の悲しみを訴えるような響きがあったことをお聞き取りいただけたのじゃなかろうかと私は考えております。

た。
○委員長(長谷川仁君) ありがとうござい
ました。
○委員長(長谷川仁君) 次は、永田公述人にお願
いいたします。
○公述人(永田一郎君) 私は、行政法の立場か
ら、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法
律案をまず妥当な、りっぱな法律案だと思つて、
賛成の立場をとりたいと思ひます。
四点について申し上げます。
第一点、自衛隊基地というものは、土地収用法

題、その三十一号によりますと、「国又は地方公営の共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所等の他直接その事務又は事業の用に供する施設、この中に入ると思います」というのは、「事業の用に供する」とことのバブルックユースが自衛隊基地にはあると思います。それから、手続については、必ずしも土地収用法にすべてがよるものではない。たとえば都市計画法、住宅地区改良法、安条約六条に基づく土地等の使用等の特別措置法での収用法の事業認定手続には必ずしもよっておりません。ですから、本法もその例によってき

めて妥協だと思ひます。それから、防衛庁演習場は三十一号に入ると昭和二十八年十一月十六日「建設総計二十八号」事務次官回答、これに私は賛成したいと思ひます。ですから、たとえば国の施設であつても、競輪場のような場合は三十一号には入らない、そのかわり自衛隊演習基地は入ると思ひます。

第二点、本法二条一項にいう本法施行前告示の必要、その問題について申したいと思ひます。その一として、復帰前は日本の施政権が沖縄に對しては免除でございまして、いわゆるデュー・プロセス・オブ・ローというものはやれません。復帰前はアメリカの布令二十号で、地主との直接契約ないしは米軍手続による土地使用で一応解決済みのものでございまして、たとえその点デュー・プロセスが不十分でありましても、日本の責任ではございせん。本法の使用とは、新たに使用するのではない、承継した施政権の範囲内の土地の使用地域そのまゝの受け継ぎでありまして、新基地を拡張するものではありませんで、こういう手続でございまして、過去のダメージについては、それでは不満の地主さんたちはどうするかという、返還後もやはり布令二十号に照らしてアメリカに對する損害賠償請求をするほかはないと思ひます。つまり、日本は損害賠償の承継はありまして、過去の瑕疵の違法の責任については、返還後といえどもアメリカが免責と言えない筋合いであらうと思ひます。日本は要するに、基地の使用権が完全に設定されたそのまゝの返還でありまして、設置上の原因の違法については処分時としてアメリカの解決義務があらうと考えられます。

さらに、二条二項の本文の告示というものは、これは非常にポイントでございまして、土地収用法の事業認定、土地細目の公告、通知相当のものと思われまふ。こういったことは、収用法の裁決によらずとも、復帰手続上、本法のまゝでデュー・プロセスとしてよからうと思ひます。というものは、二条一項の本文によりますと、本法施

行後「土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することが出来る」ということばがありまして、このことは、将来いわれる日本側が正式の手続でもって地主との賃貸契約ないしは売買契約を結ぶことを極力努力する、そしてやむを得ないときには土地収用法によって公の必要土地主さんから土地を取り上げることができるといふことの確約があるのでございまして、復帰措置として手続上可であらうと考えられます。

それから、二条一項の一号ないし七号を見ますと、使用主が明示されていることもいい規定であると思ひます。つまり、自衛隊・アメリカ軍、水道公社、電力公社、飛行場、電気通信設備、航路標識、道路敷地の七種に限定されて、決してこれは軍事のための使用ではない。たとえば水道、電力の用にきわめて民間人にとつても必要な公益上のものをこの土地使用の暫定法に書いてありますので、軍事用のものばかりではございせん。それから、告示を本法施行前にやるということの意味は、きわめて、収用法十六条の事業の認定のデュー・プロセスとしてのいわゆるノーティス・アンド・ヒヤリングということについて照らしてみても、まず妥当と考えられます。もつともヒヤリングのほうは相当不十分であるのですが、これはやはり従来からの引き続き使用権を承継する立場上、ヒヤリングが不十分でもやむを得ないと思ひます。そもそも事業認定の性質について学説上、確認処分説と設備処分説があります。イタリア憲法四十三条などは、国がこういう公共的な土地その他の原始資源を当然持つてゐるという考えが強いと思ひますが、その憲法の条文のみにかかわらず、世界の憲法上そういうことは承認されておりました。本質的に、収用権を中心に考えますと、確認処分説が正しいと思われまふ。ところが、設備処分説というものは収用の効果によって公にかつて公共のために土地を取り得るといふ意味でございまして、本法の場合は、つまり返還後のアメリカ軍の土地使用の状態のそのまゝの継続の使用でございまして、使用主がアメリカから日本

にかつたという変更にすぎません。ですから、確認処分説的に考へてよからうと思ひます。そして、収用法二十一一条の土地管理者、関係行政機関の意見の聴取がございまして、土地収用法二十二条は専門的知識経験者の意見聴取、それから土地収用法二十三条の公聴会、二十四条の縦覧といふことがございまして、本法はその点十分でございせん。政令などでいろいろなこまかい、まかされる点が多少補充されるかも知れませんが、やはり布令二十号によって使用された使用権の承継上、この土地収用法二十一一条以下の詳細手続の省略もやむを得ないと私は考えます。

それからさらに、本法二条三項は、土地等の使用方法的の所有者、関係人に対する通知義務であります。この条項は、まさしく収用法三十三条の土地所有者、関係人に対するいわゆる公告ないしは通知と同じ意味でございまして、ノーティス・アンド・ヒヤリングということとは、さつき言つたとおり、ヒヤリングのほうは完全でございせん。継続使用権なるがゆゑに、これはやむを得ないものであつて、これでよからうと思ひます。さて、本法の言うこの公布といふことの効力いかん、これは官報によらずともよいかという問題ですが、これは最高裁三十二年十二月二十八日の判決、最高刑集十一卷十四号三四六ページにあるが、国家がこれにかわる他の適当な方法で公布すればそれでもよいと、そういうものがありまして、本法の場合は本法施行前公示するわけでありまして、この附則によりまして公布日即施行日でございまして、特に二条でこの問題についてはそうなつておりました。琉球政府に對する日本側からの通知義務がございまして、官報によらずとも琉球政府に對する通報で効力要件の手続として妥当であらうと考えられます。さて第三点、本法の公布に行政処分性があるかどうか。ということは、これによって行政訴訟が起せるか、権利侵害があるかどうか、救済が十分あるかどうか、行政不服審査法における申し立てもできるし、出訴も可能であらうと思ひます。すなわち、行政訴訟の要件であるところの違法処分があるかどうか、具体的権利侵害があるかどうか、訴えの利益といふものがあるかどうかという点について、地主さんたちはそういう諸要件を具備しているものと考えられます。

若干判例を見たいと思ひます。東京地裁四十年四月二十二日行政裁判例集十六巻四七〇八ページ、健康保険療養費算定方法改正告示、これは具体的な不利益を与へますから、いわゆる健保組合の出訴が可能でございまして。第二の判例、東京地裁四十二年十二月十二日行政裁判例集十八巻十二号一五九二ページ、旧安保三条に基づく行政協定に伴う土地等使用等特別措置法五条による内閣総理大臣の土地等の収用使用認定、これは出訴が積極でございまして。本件は、総理大臣の認定内容が適正かつ合理的と、そういうふうな判決が出ております。同種の判決、東京高裁三十二年七月十八日行政裁判例集七巻七号一八八八ページ、東京地方裁判所三十八年九月十七日判決、行政裁判例集十四巻九号一五七五五ページ、事業認定は土地細目公告後は権利侵害がございまして、それでいふ権利侵害者は出訴が可能です。こういう判決例を見ても、本公布について地主さんたちは出訴が可能でありますから、いわゆる権利侵害については十分な措置がとられてゐると考えられます。しかしながら、反対の判例もございまして。有名な奈良東大寺——文化観光税を取るといふ奈良県条例の公布そのものについては、処分ではないという判決例が大阪高裁四十一年八月五日行政裁判例集十七巻七、八合併号八九三三ページにございまして。さて、訴訟の結果はどうなるか。私は、たぶん地主が負けると思ひます。第一の理由、いわゆる統治行為論として、司法権がないというわけではないが、司法権がこういう国際関係の問題について、みづから制限するという論理が、この場合にも適用される余地がある。

あるのじゃないかと思われます。

第二は、行政事件訴訟法三十一條の事情判決によつて、損害賠償に転嫁されて、原告が告訴しても敗訴になると思ひます。というのは、最高裁三十七年七月二十五日民集十二卷十二号の、いわゆる土地改良区の設置認可について違法の瑕疵がある。ところが、その後土地改良が進んだあとで、土地改良の処分によつて不利益を受けたが土地改良区設置認可の瑕疵の違法につき訴訟請求をしたところが、土地改良事業というのが公益事業だから、相当程度進んだ場合は、事情判決によつて、あえてその原告を勝訴とせずに、原告の請求を棄却するかわりに、違法宣言をして損害賠償で解決する、そういうことになつて、地主さんは損害賠償は取れるかもしれませんが、やはり判決上勝ち得ないと思ひます。

それから、板付基地返還請求訴訟というのも、地主さんが負けています。これは最高裁四十年三月九日の判決でございまして、大体の理由は、いわゆる飛行基地のようなものは、既設設備の費用も、その他物資もばく大であつて、明け渡し費用も多額に要します。そして比較考量上地主の権利侵害があつても、その請求をすることは権利乱用である、そういう最高裁の判決があります。三つの判決によつて地主さんはたぶん訴訟しても負けると思ひます。その判決に大体私は賛成したいと思ひます。

それから四番目、受忍限度というものが財産権にはあります。公共のために用いるということに日本の憲法その他世界の多くの自由主義憲法は認めます。というのは、財産権には受忍ということがありまして、それに限度があることは財産権の本質であつて、その受忍限度を超過したものに於いてのみ、いわゆる損失賠償が支払われます。有名な奈良県ため池条例の判決が三十八年六月二十六日、最高刑集十七卷五号五二一ページにございまして、ため池、堤防に竹木、建物等の設置行為が禁止され、それが無償取去されて、そうして、しかも罰則が伴つてゐる。というのは、何人といえ

ども財産権に関する公共の福祉のための受忍義務があつて、本条例は二十九条二項、三項に反しないといふのが最高裁の判決で、この判決にはだいたい批判がございまして、私もあまり賛成しがたい点があるのでもございまして、とにかく本条例が財産権の受忍義務を強調していることは当然でございませう。ただ、本条例は正当補償なくして財産権の受忍限度内ならば無補償でかまわないといふくらい現代の最高裁の態度並びにその他の学説でも財産権の公のために用いるという点については了承されております。したがつて、本法の土地使用は受忍が当然である。しかも、補償が三条一項にありまして、なお十分な措置であつて、特に損失補償の手続は、本法三条一項から五項まで土地収用法の手続によらしめていて、デュー・プロセスとして取り上げる場合よりも、使用の補償の点については手続としてりつぱであらうと思ひます。

さて、問題は、これは立法論としてこのドラフトには出ておりませんが、都市計画法五十六條などは大いに参考になると思ひます。というのは、都市計画法において都市計画区域が設定された場合、住民は土地が値下がりされ、そして建築許可を願ひ出てもほとんど建築基準法によつて不許可処分になることが多いわけなんです。ところが、そうすると、いわゆるヘビのなま殺しというのですか、そういう状態になりまして、中には土地の所有者権者ないしは賃借権者として、それならば早く都市計画というものが五年も六年も引っぱられたらつまらぬから、早く政府で買上げてくれなにか——従来それで困つた場合は、新しい都市計画法五十六條で、その場合国家として買い取りの義務が載つております。こういう都市計画法五十六條のようなものが、いわゆる沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案にこれが改正でもしも加わつたら幸いと、私は思ふわけです。結論として、私はこの法律に賛成したいと思ひます。以上でございませう。

○委員長(長谷川仁君) ありがとうございます。以上で、公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

○委員長(長谷川仁君) それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。なお、質疑をされる方は、公述人の方々に、所属会派、氏名をお述べ願つて、質疑に入るようお願いいたします。

○占部秀男君 社会党の占部ですが、瀬長先生にちよつとお伺ひしたいんですが、お話の中のドルの問題ですが、この前チェックしたやつのおと、つまりその後のドルについての補償の問題がはつきりしてない……。

○委員長(長谷川仁君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○占部秀男君 この前、チェックしたそれ以後のこのドルについて補償がないじゃないか、こういう点のお話がございまして、おもとにどういふような場合、そういうふうにその後ドルが県民の手に渡つた事情がわかりましたら、ちよつとお知らせを、簡単にいいですからお願いしたい。

○公述人(瀬長良直君) それはつまり十月の九日に急に、急にです、琉球政府から手持ちのドルと、それから預貯金を調べるという布令が出まして、持つてゐる人はみな銀行へ行つてドルにしろしをつけてもらつて、どれだけ持つてゐるという証明書をもらったのです。銀行に預金のある人はそれで手持ちのドルがわかつたわけなんです。それはその証書があれば復帰後三百六十円、たとえばそのときが替相場が三百八円であれば、五十円だけは何かほかの方法で弁償するかもしれない、とにかく補償をするという証書を取りつたから、その人たちはそれで安心なんです。ところが、その後沖繩の人ほとんど働いてしまふ。

働いたそのドルは申告してないから、幾ら働いてもこのドルはドル三百八円にしかならぬじゃないかという考えがあるわけです。それから同時に企業が持つておつたドルは、それは何に手をつけないわけなんです。それはなぜそうなるかと申しますと、これは実は日本の政府は全部かえてやりたいという意向のあることは私は十分にわかりますけれども、いつ幾日かえるかということはいえ、外国から多くのドルが入つてきて、沖繩の人を助けるよりも、そういう投機家の人のふところを肥やすことになるので、それでそういう措置をとつたのだと私は解釈しております。ですから、将来もこれはどういふふうな技術的に沖繩の人を助け、ほかの投機家の人の利益を排除して沖繩を助けることについては、なお日本は検討して、適切な措置をとるといふことを私は信じてゐるわけでありませう。

○占部秀男君 ありがとうございます。よくわかりました。

○公述人(瀬長良直君) それで、もう一つは、そのドルのために、私はさつき申し上げませんでしたけれども、ドルが三百八円にでもなれば、その輸入品がうんと高くなつてゐるのです。ところが、いま日本政府から三十億円、その物価抑制のための援助金がつてゐるのです。それは沖繩の物価を安くさせるために適切にそれを運用して使つてくれといつておるけれども、その三十億円が適切に使われないうちに物価は騰貴をして、もう日用品のときは二割三割も。その物価騰貴といふやつは実際の騰貴するはずの率よりもいつも高くなるのが普通の経済の状態です。ですから、それが沖繩の住民に収入はふえないで、物価が高いからその生活は苦しくなる。その生活を守るためには、まず早く返ることだといふことを私は申し上げてゐるわけでありませう。

○占部秀男君 わかりました。どうもありがとうございます。それから、永田先生にちよつとお伺ひしたいの

ですが、施政権下の基地から新しい基地はふえていないのだ、したがって、先ほどの今度の法律はこれでいいじゃないかというお話だったと思うのですが、御案内のように、この前の——この前というより、現在の基地の法的根拠といえ、平和条約の第三条ですね、今度これが安保条約の六条にかわるわけですよ。したがって、安保条約六条には例の米軍の基地の取用についての法律があるのだから、何も新しい問題の多い、こういう法律をわざわざつくる必要はないじゃないか、それをそのまま適用すれば、それが一番まあ妥当な道じゃないかと、こう思うのですけれども、この点はいかがでございますか。

○公述人(永田一郎君) 御質問の趣旨、私もそうとも思えるのでございますが、やはり先ほど他の公述人もおっしゃったようにございまして、たとえば地主なんかの状態、氏名も中にははっきりしない、海外の地主もいるようだし、それから土地の地目地積もはっきりしない点もあるし、それからその他、損失補償なんかについて三条あたりは相当詳しい規定もあるし、それからさらに土地の法律についての公布について、具体的に今後とていく権利義務というものを拘束するわけでございますから、そういう点については、やはり相当の具体性を持ったこういう法律がないと、やはりこの条約そのものとか、そういうものからの権利侵害に対する訴訟ということが十分にできにくいと考えますので、私は、こういう法律があったほうがよろしかろうと存する次第でございます。

○占部秀男君 ありがとうございます。

○矢追秀彦君 梶谷公述人と永田公述人にお伺いしますが、最初に梶谷先生にお伺いいたします。先ほど、沖縄がこれから日中離間の道具といいますが、そういうふうなお話がございましたが、これは新たな問題提起ではないかと私は思います。発言とか、あるいはアメリカの政策がそういうふううに沖縄というものを、返還後はそういうふうな

ものにしていくという方向と見られる流れといえますか、そういう先生が結論に達せられた根拠となる点をもう少しお聞かせいただきたい、これが一つです。

それからもう一つは、沖縄の非軍事化のことを強調されましたが、これは私も大いに賛成でございますけれども、沖縄が返還された場合、安保条約の適用下に入るとし、政府も言っておりますし、まあ、おそらくそうなるでしょう。是非、いかに思いますが、たとえば基地がなくなる、米軍基地がなくなる、あるいは自衛隊が配備されない、そういう事態が——まあ、いまの政府ならなかなかやれそうありませんが、かりにそうなたとしても、安保条約というものが適用されておける限りは、その範囲内であれば、ほんとうの意味での非軍事化にはならないのじゃないか。要するに、そのもとである安保条約そのものをなくしていかねば、ほんとうの意味での非軍事化ということにはならないのではないかと、安保条約が適用されておける中であつても、先生は、基地さえなくなつていけば、いろんな中国との間の緊張緩和といふものに役立つという上で、米軍基地であるいは自衛隊の基地がないほうがいいと、こうおっしゃっているのか、根本の安保条約からなくすという上での非軍事化ということなのか、この二点をお伺いいたします。

○公述人(梶谷善久君) 沖縄が今後日中離間の道具に供されるのではないかと、この点でございますが、御承知のとおり、これまで日本とアメリカが中国を押え込むという政策をとってまいりました。それが今度は、米中をもって日本を押え込む政策に変わるのではないかと懸念を申し上げたのであります。この際、アメリカの高官の言葉を引用することはそう困難ではございませんけれども、私はそういう事態の進展を説明いたします場合に、アメリカの偉い人がこう言ったということはあまり効果がないと思うのです。それよりも、むしろ現実にアメリカがいかなる政策をとっているか、その政策に基づいていかなる行動を起

こしているかという点が重要かと考えます。今日、ニクソン大統領の中国接近政策といひ、あるいは日本に最も衝撃を与えますドル防衛政策といひ、さらに繊維交渉といひ、円切り上げ問題といひ、あるいは資本・貿易の自由化といひ、すべて日本をむしろ方向に引っ張っていることは申し上げるまでもありません。しかも、その一方におきましては、たとえば日本と同じ共同提案国になって、逆は、重要事項指定方式、あるいは二重代表制をもって中国の国連復帰をばねがごとくセシエアをとりながら、しかも、その間にキッシンジャー大統領領補佐官を再び中国へ訪問させる、二月には大統領領補佐官が中国へ乗り込むというような形において、日本を全くないがしろと申しますか、頭越しに中国との接近をはかっている。こういう現実そのものが、米中をもって日本を阻害し、押えていくという状況を示しておると思うのであります。この分割し、支配するといふ政策に對しましては、團結して抵抗する以外にないものであります。私は、中国と團結するといふ言ひ方は少し言過ぎであると思う。けさの朝日新聞の周恩来のことばの紹介の中にある團結といふことばは言過ぎかと思ひますが、少なくとも中国とは敵対しない、中国とは離間しないという形でいく以外に日本の安全はないと考えるものであります。

次に、安保条約と沖縄の非軍事化の問題であります。私は、安保条約の中身は日本の安全を守る、アジアの平和を守るとなっておりますけれども、冷たい戦争の体制の中で、アメリカ軍の駐留を認める、アメリカの軍事基地を日本に置くということが本質だと思っております。ですから、本土並びに沖縄におきまして、アメリカ軍がいなくなれば、たとえ法制的には安保条約が残つておりましても、たとえば今日におけるSEATO——東南アジア条約機構と同じであります。それはすでに死文化したものと考えます。そうではなくして、本土あるいは沖縄にアメリカ軍がおり、軍事

基地があるということは、この安保条約というものが、日米安保のみならず、アメリカと韓国との間の米韓条約、アメリカと台湾との間の米華条約の結び目としての沖縄、アジアにおける日米戦略体制の結節点としての沖縄を考へるものであります。したがって、御指摘いただきましたように、本土並びに沖縄に米軍がおらず、軍事基地がなくなれば、たとえ法制的上の安保条約はありましても、それは事実上空洞化し、死文化したものと考へます。私は現実にはそのような状況が起こることを望んでおりますけれども、その前に政府・与党におかれましては、安保条約を再検討され、安保条約からの脱出の道を真剣に考へていただきたい、こう思うものであります。

○矢追秀彦君 永田公述人に対して質問が抜けましたので……

あとからまた、公用地についてはいろいろ議論が出るかと思ひますが、一つだけ私がお伺いしたいのは、先ほど自衛隊のは公用地に入るといふことですが、いつも議論されております、かつて河野大臣から入らない、自衛隊は別だといふふうな発言がございましたが、それはどう解しておられるのか。

それから、憲法違反ですね、非常に数多くの憲法違反を重ねておる公用地法といわれておりますが、それを一切憲法違反でないという見解をおとりになっておられるのか、その辺を——二つお伺いしておきたい。

○公述人(永田一郎君) 第一番の問題、第二番の御質問、関連性があると思うのでございしますが、結局、根本は憲法九条において自衛隊がいわゆる違憲か合憲かというところに尽きると思ひますが、これはまあ、政治的、法律的に両方考えられまして、法律的には、いろいろ政府側の答弁で、自衛隊といふことを根拠にいわゆる戦力ではないとか、いろいろな言ひ方で合憲論をとっている。私はやはり無理だと思ひますが、ただ、憲法論といふのはただ法律論だけでは考えられない。たとえば有名なアメリカのニューディールなんか

も、最初はずっと最高裁で違憲判決が出ていたまま、結局裁判官が交代して合憲になったようなわけなんです。けれども、やはり自衛隊が違憲だということになると、この法案だけでなく、その他いろいろのものが全部ひっくり返っちゃうような状態になる。私は法律学者で、こういうことを言うのは変ですが、政治的に見て、まあ自衛隊は合憲とせざるを得ない。あるいは安保条約も、したがって、その他いろいろの不備な点があったり、そういういろいろな問題——憲法が優先するか、条約が優先するか、いろいろな問題がありまして、時間の関係上そういう点を捨象いたしまして、一応私は賛成する立場に立てば、いまの先生の御質問について、自衛隊の基地なんというものは——土地収用法三条の三十一号の趣旨は、やはりさつき私が申したとおり、競輪場とか、そういうような公共的でない、国のいわゆる營造物に入りますが、自治法の公の施設には入らないようなものは消極である。しかしながら、いわゆる自衛権があって、自衛隊が憲法上問題があるが一応合憲の範囲に入るとすれば、やはり直接その「事務」あるいは「事業」という中に入るといって考えを私は持ちたいと思います。

○岩間正男君 三公述人にお伺いしたいと思いますが、

第一に、永田公述人にお伺いしますが、先ほどの陳述の中で、一番重要な問題だと思っておりますが、本法の「使用」とは、新しく使用するものではない、いままで使用しておいたものをこれは継続するんだから差しつかえないんだと、こういうような趣旨の御発言があったわけですか。ところが、実際は、この点が沖繩返還の中で非常に重大な問題ではないでしょうか。つまり米軍が、これはまあ、戦後二十数年の長きにわたってここを占領して占領しておいた。そして、アメリカのこれは極東戦略の重要な一環として「かなめ石」として、しかもあらゆる核兵器をはじめとして、そういう戦略的な軍隊をここに置いておるわけですね。そうして、ここにもベトナム戦争になってから一体

どういうことが起こっているか、こういう事態をひとつ考えてみたいと思うのです。あのソニミ虐殺事件というものは、これは世界のなまなましい記憶でありますから、これは御存じだと思います。特に最近マクナマラ報告によりまして、あのトンキン湾事件というのは、全く虚構の上につくられたアメリカの侵略の暴略であったということが明らかになったわけですね。あんなにたくさんありまして、これはあげないにしても、こういうためにつくられた一体米軍の基地、そうして百万県民を犠牲にして軍事監獄の支配のもとに置かれてやっていた沖繩の百万県民は、もうがまんができないのでしょうか。だから、これは無条件で返してほしいのだと、この叫びですよ。これは血の叫びですよ、平和の叫びですよ。こういう現実を無視して、そうしていまのような、何と申しますか、ほんとうに形式的な暴論によってこの問題をやっていったらいいんやないか、これは問題ではないか。そういう点からこの沖繩の心というところが先ほどから言われておりますが、これはほんとうに一体、こういう問題について触れる必要がないだらうか。これがやっぱり中心課題です。具体的問題論を論及しなければなりません。それを単なる、いままでのブルジョア的な法解釈によってこれをこまかしていくということは許されない問題ではないかと思ひます。

さらに、もう一つ反対したいのだが、しかし最後には、反対しても強制されるのだからまあしかたがない——ここで一応いままでの基地使用を認めよう。そうして実際は、これは現地の声を私たちがこの夏行って調べました。地主連合会の話も聞きました。そういう中では、もうたくさんさんの農民たちが委任状を結局これは求められる、相当強制的にこれは求められている。そうしてその委任状を書くような会合が至るところで実際は行なわれた。そうして多数の人たちがこれに賛成する方向がとられていった。この背後には大きな策謀があったんだという実態も、これは忘れていけないのであります。こう考えますと、結局は、当然これは強制的に最後には取られるのだから、それよりは補償を高くして、そうして何とかいままでのものを認めよう。こう考えるところはいわば持ち込ませられたというふうな考えがでる。これは、基本的な願いは何なのか。この県民の中に潜在しているそういう願いというのは何なのか。平和の願いというのは何なのかどうか。こういう点について今日私は具体的な事実として触れざるを得ない。これがまず第一点です。これは永田公述人に、この点に對しまして明確な答弁をお願いしたい。

それから第二点は、新里公述人にお伺い申し上げますが……

○委員長(長谷川仁君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。

○岩間正男君 お伺いしますが、第一に、ずいぶん詳細な公述がございましたから、私は重ねてお聞きしますが、先ほど布令の法律化だ、こういうお話がございましたが、これは非常にやりの重要な問題になると思ひます。返還というものはどういふものか。この占領政策の継続かどうかということは、具体的にこの問題を追究するために必要だと思ひます。

第二点としましては、自衛隊に対する反対、県民の配備反対の世論が非常に盛んなのであります。これは現地に於いて、そういうことをはだをもつて感じることもできます。そして、そのためにはあの戦時中の、ことに県後の場面における旧軍隊の残虐ないろいろな体験も話がございました。こういう体制の中において、いま配備される自衛隊というものは一体どうなのか。これはよく民生安定のためだとか、それからこれは民主的に組織された軍隊だとか、この議場で答弁されております。しかし、もっとこれは悪い軍隊になるのではないかと。いうことは、日米共同作戦体制の中にある軍隊である。そうしてこの軍隊は現にいまこのアメリカの基地を守る、そのような任務を負わされている。それだけでなく、実はさらに新しいニクソン戦略による軍事複合体というような体制で実は米軍と共同作戦をとる。しかも、米軍の指揮下にこれが行なわれるという実態を、私たちは、たとえば松前・バードズ協定一つの適用から考えましても、そういう性格というものを当委員会でも追及してまいりました。はたして一体これはどういふふうな県民を守るところの組織なのかどうか、こういう点についてお尋ねしたいと思ひます。

第三点は、これは経済面でございまして、瀬長公述人にお伺いしたいと思います。

振興開発のことが言われておるのであります。が、私たちこの法案を審議するにあたって非常に重大な問題は、やはり公害の問題です。いま御承知のように、新全総の計画をさらに拡張してこのたびの計画が行なわれることは、これは明らかであります。ところが、新全総の規模でなくとも、従来の生産増強の計画でさえも、これは日本列島は、御承知のように公害列島、世界でも名だたる公害列島という不名誉な状態に落とされている。私は、昨年、八重山に参りました。宮古にも参りました。これは軍事公害は沖繩にある、この軍事公害はいへんなことだ。しかし、これに産業公害を重ねることができたらどうか。これをやったら一体どうなるんだ。ところが、中城湾あるいは金武湾、こういうところに参りますというところ、すでにもうガルフが進出を始めておる、エッソも入ろうとしている。東洋石油は中城湾にすでもう拠点施設を設けている。石油、アルミ、このような重点産業が今後あそこ集中することによって、軍事公害だけでもうたくさんあるところに、産業公害をまた重ねるのじゃないか。私は、また数年前に四日市へ行つた。あの四日市のがまんのならぬ、そしてもう小学生が注射を打たなければ学校に通えない、漁師たちが病院から注射を打って漁に出て行つてまた病院に戻ってくるという、こういう姿を一体沖繩に再び実現させることができるかどうか。これが今日この振興法案と対決して、私たちははっきり明らかにしていかなければ

ならない問題だと考える。こういう問題について、一体この振興開発局を、先ほどお話がございましたが、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。また八重山に参りまして、裏山を回りました。そうするとうとう、ガジュマルの葉をゆらす風がある。しかし、そのうしろにはもう人の住んでいない廃屋がたくさんあるのです。これはキビとバインが買いたたかれていたからじゃないですか。大体十年ほど前には一トン当たり二十八ドルぐらいの価格で買いたたかれたキビが、現在では十五ドルぐらいの価格で買いたたかれていた。こういう事態の中で、一体ほんとうに真の沖縄の復興というのがあるのか。こういう問題に対して、たとえば沖縄のこの生産をどうするかという課題、こういう問題についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、この点について経済人の瀬長公述人からお伺いしたいと思ひます。

以上、三人の公述人の方に私はまとめて御質問を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○公述人(永田二郎君)、私に対する質問についてお答えしたいと思います。

先生の御指摘のとおり、私はブルジョア法学的な立場の解釈かもしれませんが、過去の布令二十号においてアメリカがいかにめちゃくちゃなことをやったかということは、先生の御例証を聞くまでもなく、私もよく存じております。こういう問題については、私も、日本共産党の宮本さんの論文に賛成するところがあります。たとえば、中共に対しては最も日本共産党が日本の自主独立を主張されている論文などに、私は非常に敬服しております。ですから、日本は、アメリカに対して、中共に対して、ソ連に対しても、きわめて政府が弱腰であるということは、私は、大いにその点だけは日本共産党の立場に同調したいと思ひます。ですから、このアメリカの布令二十号に対するめちゃくちゃなやり方については、沖縄県民として大いに今後日本復帰後もどんどんアメリカに対して請求すべき筋合いがある

うかと考えます。ただ、私は法律学者として、現在の時点において沖縄復帰を促進するという立場に立つ以上は、この本法でいいということを経済論として申し上げた次第でございます。ですから、将来はこの本法に書いてあるとおり、正式の交渉において地主が土地収用がいやならばそれを拒否する、土地収用法がいやならば、それに對して反対して、土地収用法改正運動などを起こされてやるよりほかはかたがたないと思ひます。それから最後に、たとえば日本で行っている食糧管理法のような、ああいう選挙対策的な意味で妙に公金を浪費するようないやめが、沖縄の場合、やはりアメリカの責任を追及するといつても不可能ならば、日本がアメリカの布令二十号に対する損失に対して沖縄の地主さんその他の被害者に対して、何らかのアジャストメントとしての報償みたいなものを出すような措置で、過去の問題でございませうから、そういう国家賠償とちよつと違ひかもしれませんが、それと同じような趣旨で解決するか、それとも沖縄県民が日本領内に足らずと、よく琉球処分ということを聞きませんが、日本に対して独立運動を起さされたら一番いいんじゃないかと、私、個人の私見を持っております。

○公述人(瀬長良直君) ちよつとただいまの御質問の前に、さつきドルの問題で重大なことを申し上げたように、ドルは沖縄においてアメリカの施政権のシンボルになっておりますことから、それをアメリカのメンツにおいて、いま復帰前に自分の施政権下に円の流れを許すことはメンツに關することだということ、そこで日本政府としては、外交折衝によつてそういうことを取りきめなければならぬという困難さがあるということも、一つの原因であるということを示し添えておきます。

なお、いまの御質問は、ごもっともでありまして、私も、沖縄に企業を誘致するのに大きな公害があるということのおそれを十分に持つております。したがつて、私たちは、沖縄に企業を誘致する際には、企業公害の少ない、人手をよけい要する、また水をあまり要しない、現在においては、そういうような企業を選定して誘致したいという。それでは具体的にどういふものかと申ししますと、実は、現在沖縄が企業を誘致するといつても、企業を誘致するような環境ができていないんですよ。いろいろ話はあれども、沖縄の現地へ行つてみて、その環境が、どうも行つてもメリットが少ないといつて二の足を踏んでいるのが現状であります。たとえば松下電器のごときも出るといつて沖縄も喜んでいただけども、ちよつと足踏みをしている状態です。電機のような事業であれば人手を要するし、あまり公害がないんですよ。同時に私は、公害とともに、沖縄の景色やりっぱな環境を害するような企業であつてはいけないと、こう思つております。

それでは、どういふふうなことが考えられるかと申しますと、沖縄が東南アジアの経済の中継基地として知識産業も考えられるじゃないか、知識産業と申しますのは、やっぱり一つの情報センターを持つてそういう知識産業を開発する、あるいはまた海洋博を開催する機会にですね、海洋開発の事業をここで一べん研究して、そういう開発の事業をやつたらいいではないか。それから同時にそういう施設を応用して観光沖縄、東洋に於いて東洋一の観光地にするということも、まあ公害のわりあい少ない沖縄を復興させる唯一の事業ではないかといふふうにお考えしております。現在あそこにはガルフという石油の貯蔵所がありますよ、宮城島に。私は、それを行つて見てきました。またそこからはパイプが割れて油が流れて公害になったことも承知しておりますので、必ずしも、石油基地ですとね、日本から行つてとんだんあそこにするといふことには、あんまり私は賛成いたしておりません。それはお説のとおり、非常に研究して公害のないもの、また、公害が少しでもある事業であるならば、その公害を排除する用意と準備をして、そうして沖縄の人が納得した上で出るべきであるということをお考えしております。

○公述人(新里恵二君) 私、先ほどの公述の中で、公共用地の暫定使用法案については、これはアメリカ軍が布令でやったことを日本政府が法律にかえてやろうとするものだといふ意味のことを申し上げましたけれども、この公共用地の暫定使用法案の第三条には、土地使用に伴う損害の補償について書いてある。権利者との協議ができないうときは、土地収用法九十四条に定められている収用委員会による補償の裁決の申請ができるというふうにしてあるわけですが、土地の強制収用そのものを争う規定はないわけですが、これはもう布令二十号と全く同じであります。これは二十号も補償の条件についての琉球列島米軍土地裁判所に訴願することを許すと、土地を政府が使用することの是非は、琉球列島米軍土地裁判所に与えるものと解してはならないと、こういうふうになつておるわけです。ですから、布令二十号のかわりにいいますか、それを継続した形でこの公共用地の暫定使用法案というものが設定されている。基本の問題は、要するにアメリカが沖縄を二十六年間にわたつて占領し、支配し、先ほど私が申し上げましたように、武力による土地強奪をやつた。そのことをいまの時点では正しかつたんだと、合法的だつたのだといふふうに認めるか、そうでなく、それは違法で不当だつたのだ、だから沖縄の返還にあつたのはすべて元に戻して、国際法上の原状回復の原則にのつて元に戻すかどうか、それが私はやはり考え方の基本だといふふうにお考えを。

かということを知りて地図を点検して見れば一目瞭然だといふに考へます。それでないならば、六千八百名もの自衛隊を短期間に沖縄に駐留させるという理由はないといふに私は考へておきます。

それから、先ほど、これはしばしば本委員会でも出る議論ですけれども、公共用地の暫定使用法案によつて使用されるのは新規の接収ではないのだ、従来の継続だといふ意見が出るわけですが、でも、そこが私は一番問題だと思ふのです。つまり、従来の継続だといふことは、米軍のこれまでの布令に基づくあるいは強権に基づく政治というものをもそのまゝ基本的に承認して、その状態を復帰後も引き続き継続しようといふことですから、このところがやはり一番問題ではなからうかといふに考へておきます。

○高山恒雄君 遠藤公述人にお伺ひしたいのですが、民生関係の医療制度に對しての最後に、希望御意見として承つたのですが、現在、本土でも、御承知のように、医師が不足して、無医村がたくさんあるといふことは、もう長年の懸案でございます。したがつて、沖縄が現在の日本の現状の医療制度そのままの保険を適用するといふことになる、さらに沖縄では不足するから困る、こういう御意見かと私は思ふのでありますが、しかし、その間の取り扱ひは、現行沖縄でやつておる方法でやつたほうがいい、あるいはまた、医師の確保ができてからですね、日本の制度を沖縄に実施したほうがいいんだと、こういうふうにお考へになるのか、そこがちょっと私も不鮮明、私が聞き取れなかつたのかもしれないが、詳しくお伺ひすればいいかと思つておきます。

なお、武藤武雄君にお願いしたいんですが、御承知のように、この中小企業の問題は、国内においても三月あるいは六月が一大危機で倒産も増大するんじゃないか、こういうことが言われております。特に昨日、沖縄の公聴会でも、現地の公述人の話では、例年にない倒産も事実起こつておる。したがつて、これに対する対策は何としても

考へてもらわなくちゃいかぬ、いわゆる国民生活の均衡がとれない、中小企業等においては国民生活の均衡がとれない、これが世論として出てきた場合には問題が起こる。こういう意見がきのう出ておつたんですが、一体、中小企業としての、国内でもそうでありませうけれども、沖縄には特別の方法をやつたり考へたほうがいいと私たちは考へておるんですが、何かお考へがあればお聞かせ願ひたい、こういうふうにお考へておられます。

○委員長(長谷川仁君) どうぞ自席で願ひます。どうぞそのまゝ……

○公述人(遠藤朝英君) 先ほど、沖縄の医療保険の問題で保護処置として、大体、私は二つの方法を御示唆申し上げたつもりでおります。その一つは、実際には沖縄には皆保険を施行するだけの基礎準備ができておりません。その体制もできていないように存じます。七十幾つかの島がありまして、有人島が約五十ございませうけれども、この有人島の中で産業の自主確立、あるいは医療等の確保のできる島といふのは、ほんの数えるきりないわけでありませう。あとは、かりに皆保険を施行なさいますと、保険料だけ払つて医療がつかないといふ実情にある島が多ございませう。したがつて、このような島が皆保険を施行することによつて医療の恩恵に浴するといふ準備と体制化といふのが、私はいまの段階では一番急務ではないかと存じます。正直に申し上げまして、沖縄医師会、歯科医師会、薬剤師会もこの点を重要視いたしまして、しばしば琉球政府へこれを要請してまいつたんでございませうけれども、いかにせん今日なおその準備ができておられない。で、復帰にあたりまして、いきなり医療保険を日本の制度のまゝ導入したといたしますと、私は、沖縄におけるせつかつの医療レベル、これがうんとダウンするだらうと思ひます。なお、医師の確保がますますむづかしくなるといふことで申し上げたわけでございます。したがつて、皆保険を受け入れる体制の整備とその基礎条件の準備が、どうしても必要です。それを完成し、あるいはその見通しの

つくまでの保護処置をいたしまして、もし、いまのものを少し延長できるんだつたら、そうしていただきたいといふことと、それからどうしてもこれを皆保険の姿へ持つていくといふならば、自由民主党が修正をして立法院を通過せました経営主体を県に置くといふ国民健康保険のスタート、これを医療団体とよく御相談の上でスタートしていただきたいんじゃないか、こう申し上げておる次第であります。その場合に、医師を確保し、医療内容のレベルを保持するためには、日本の医療保険の診療費にプラス・アルファが必要だ、こういう意見を申し上げたわけでございます。したがつて、そこらの関連がちょっと私のことばが足りなかつたかと存じますので、いま補足して申し上げた次第でございます。

○公述人(武藤武雄君) 先ほどちょっと触れましたけれども、特に日本の国内ですら、ドルショックに伴う来年度の経済危機というふうなものが、相当労働関係の面にも出てくるというところは、いまから予想されておるわけでありまして、特に沖縄の場合には、本土自体が非常に大きな経済の転換期、国際経済競争にどうこれから勝つて、打開していくかといふような非常に困難な時期にまた復帰の準備が行なわれ、復帰がされるわけでありませうから、したがつて、特にドルそのもので生活をしてまいりました沖縄の県民、特に中小企業、それに働く労働者の諸君が非常に不安と、困難な経営の中にだんだんと追い込まれていくといふことは、もう火を見るよりも明らかであります。でありますから、国内法的に考へますと、いろいろ問題はあろうかと思ひますけれども、いわゆる沖縄復帰の準備期間も含めて、これら中小企業を中心とする特別の金融制度、たとえば本土に從來やつてまいりましたような近代化設備資金といふのがありませうけれども、これなどはもう長期無利子で融資を行なつてまいりました。これはもう必ずしも沖縄の場合には設備近代化といふふうな形に執着をいたしますと、それはその制度の効力が薄れてしまふと思ひますので、

とにかく大きな返還という変動期、あるいはドルというこの対策の中における二重の大きな転換期に、何らかの形で中小企業を救済するといふ特別な、そういう時限的な低利融資制度、あるいは場合によつたら、近代化資金のような形における援助の融資制度というものがある、この際真剣に考へられていいんでないか。かつて特定の大企業に對して、無期限、無利息、無担保というふうなああいう大幅な国庫の金を援助した近い経験もあるものでありますから、沖縄百万の県民のこの犠牲に對して、しかも非常に困難な状態に追い込まれたところある中小企業に對して、そういう大胆な制度を、この本土として考へていくのは当然ではなからうか、ぜひそれをひとつ国会の皆さん方において御検討を願ひたい、こういうふうにお考へます。

○松井誠君 最初に、永田公述人にお尋ねをいたしたいと思ひます。いろいろ実はお尋ねをいたしたいことがあるんですが、何せ非常に早口でございまして、よく理解ができなかつたもので、まず正確に理解をするところから始めなさいなと思ひまして、最初にお尋ねをいたしたいのは、適正手続、デュー・プロセスの問題です。これは、先ほどのお話がよく理解できなかつたのでありますが、返還前のアメリカの適正手続の瑕疵といふことについては、われわれは責任はないんだ、しかし、そのあと適正手続の問題についていろいろおっしゃられたところを聞きまして、公用地収用に全然適正手続が要らないのだという趣旨ではなさそうなんです。そこで、やはり施政権返還を機会に、日本政府は一種の公用収用でありますから、やはり適正手続といふものは必要だ、そういう、まず前提はおありなのかどうか、そこからお尋ねをいたしたいと思ひます。

○公述人(永田一郎君) どうも早口で申し上げまして、時間のことがばかり気にしまして、この際謝罪したいと思ひます。デュー・プロセスといふことについて、日本の憲法でいいますと三十一條の規定でおわかりだろ

うと思うのですが、返還前の瑕疵について日本政府としては責任がないが、アメリカの布令二十号については徹底的に県民皆さんが追及すべきであらうと思ひまして、これはつまり題名からして「暫定使用」という、この返還に伴う佐藤総理のおことばにもあるとおり、いろいろ日本政府が、不満な方もあるでしょうが、それなりにずいぶん苦勞されてこまごまごつたわけですから、多少政治的な論になりますが、一応完全かどうかは、私も十分言えませんが、少なくとも法律的には基地使用権というものが完全な形ということを一応想定したままの返還でございすから、これについては、過去のことは適正手続としてアメリカ軍に対して請求する。それから今後については、二条本文における、将来「土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる」ということは、将来、正式に地主との賃貸とか、売買契約によって地主さんが権利を主張し、そしてまた、それについてアメリカ軍ないしは自衛隊がどうしてもその土地の継続使用を望みたい、また、私もそうなると思ひますが、そのときは土地収用法で当局はやると思ひし、あるいは三里塚闘争みたいに、地主さん方は最後まで闘争したければ、やはりああいう形で争うと、そういうふうにはならないかと想像するわけで、私は、適正手続が絶えず必要だろつと思ひ一人でございす。

○松井誠君 そうしますと、日本の政府による使用権の設定、これについては適正手続というものが要る。そしてその適正手続のいわば具体的な内容としては、いま先生がおっしゃいましたように、通知とヒヤリング、聴聞ですか、というものが要る。そういう前提でのお話だろつと思ひますね。そこで、われわれも、三十一条あるいは適正手続との関係をもつ問題点におるんでありますけれども、なぜわれわれがそれを問題にするかという一つの理由は、この使用権の設定そのものは、御存じのように、施政権が返還をされなければできない。しかし、施政権返還と同時に、そ

ういう手続を始めておつたのでは空白が生ずる。この法律は、御承知のように、告示というものを先行させておるわけですね。これを先行させておる告示というものは、しかし、日本にまだ施政権が返つてこない、そういう段階での日本政府の行政行為でありますから、したがって、それが日本の憲法が要求する適正手続というものに一体なり得るんだらうかどうかの点からいふと、基本的な疑問を持つわけですね。そういう観点からのお尋ねなんです。

そこで、先ほど先生のお話でたぶん二条の三項の通知の話だつと思ひますけれども、通知があつて、これは通知があるから適正手続だつという趣旨がございすけれども、これはまあ御承知のように、使用権が設定されたあとの通知ですね。ですから、事前救済としての通知とは全然違ふ。事前救済としての通知という効力を、一体、告示というものは持ち得るものであらうかどうか、この点をまずお伺ひしたい。

○公述人(永田一郎君) その点で、私も、いまの先生のおっしゃつたのとおり、暫定法のこの返還時について空白を防止するといふような意味を十分申し上げなかつた点は、おわびしたいと思ひますが、そういうことを含めまして、先ほどもちよつと申し上げたとおり、将来、正式の地主とのちゃんとした契約とか、そういうことに期待して、そして返還時については多少不十分であつても、私が例もあげたとおり、たとえば日本のほかの法律においても、都市計画法や住宅地区改良法、これは相当権利を侵害するんで、たとえば東京都内なんかにおいても、都市計画を設定して十年ぐらひはつたらかして、実際の地価は相当下落して、しかも、建築基準法の建築の確認処分を願ひ出れば、これはこういう建物はいかぬ、ああいう建物はいかぬといつて、だから実際坪十萬円の土地であつても、それが四萬か五萬ぐらひにしかならぬ場合がずいぶんある。そういう意味で、時価よりずっと下回るような取り扱ひを受ける例は、国内法でもずいぶんございまして、それで最後に申

したとおり、都市計画法の新しい去年できた五十六条は、そういうときは所有者の申し出によつて国に買ひ取り義務がある、そういう規定を参考までに申しましたとおり、そういう日本の国内法においても、都市計画決定すぐ即日施行というわけにいかない場合があるから、いわゆる財産権の受忍の例を私は奈良県池田条例の例で申ししたとおり、最高裁もある程度認めております。ですから、そういう沖繩の過去の地主の場合、ずいぶんひどい目にあつたから国内の土地所有権とはわけが違ふんだつという、そういうことを言われれば、これはまたちよつと話が別になります。法律論としては、相当財産権の受忍という点を考えまして、それから収用法二十一一条から二十四条までのような手続が十分出ていない点も、暫定法というものは、空白状態を、先生のおっしゃつた防ぐといふ意味で、これはやむを得ないもの、そういうふうにお尋ねしております。

○松井誠君 時間があまりありませんし、私お尋ねしたいことがたくさんございすので、ひとつお答えをできるだけ簡単にいたしたいと思ひます。いま受忍といふことがございす。いわば、耐え忍ぶといふことですね。受忍といふ問題にしても、しかし、告示がどうして受忍を強要することになるんだらうか、施政権が返つてきていない段階で、逆に言えば、施政権が返つてきていない段階で、告示で受忍を一体強要することができるといふような立場に日本政府はあるのだらうか。私は繰り返して申し上げますけれども、この告示というのは、事前の通知という意味を持ち得るためには、つまり、告示で御本人たちに通知ができる、御本人たちが了知ができる、そういう法律的可能性といふものが前提になければならぬわけでしょう。しかし、そういう人たちはほとんど沖繩に住んでゐる。それに対して、これはもう通知といふ法律の効力が生ずるはずなんです。通知といふ法律の効力というよりも、つまり適正手続を満たすような、そういう通知になり得る

のだ、そういう日本の憲法上の、いわば要件を満たすようなことを、沖繩におる人たちに一体できるのだらうかという疑問なんです。これから、あと、新里公述人にも同じ問題を、永田公述人の御答弁といひますか、お答えに対する批判の意味も含めて、お尋ねをしたいと思ひますので、ひとつお聞きをいただきたいと思ひます。

繰り返しますけれども、告示というのは、そういう事前手続としての通知といふものの意味を持ち得るのか、いま言つたように、沖繩という、そういう特殊の関係で、使用権設定という、そういうものがない、この法律のまだ施行されてないという段階で、こういうことがまず一点なんです。○公述人(永田一郎君) その問題については、私もさつき申し上げたとおり、告示、いわゆるノータイス、それから特にあとのヒヤリングといふものが大体英米法の判例上、いま申し上げた三十一條の適正手続の要件になつてゐるようございまして、そして、先生ははつきりおっしゃいませんが、この布令二十号でインチキな取り方をずいぶんしてゐるといふことを十分お含みの上の御質問だろつと思ひますが、そういう点は、私、やはり暫定措置といふことと、それから返還時の空白を避けることと、それから、アメリカは実力的に相当強力国でございすから、そういうことを日本が国家として相当がまんしなければならぬのか、そういうものを十分前提とした上で、相当不完全なものがあつても、やはりある程度将来正式な地主との契約をやるということ、あるいは土地収用法で取つてもいかぬといふような、そういう意味があれば別ですが、一応そういうことがないと思ひます。やはりこの場合はこれでやむを得ないものではないか。たとえば、自衛隊のことばかりを思ふと、いかにも軍国主義的な意味を考えますが、水道や電力なども、やはり民需として公益上の意味もございすから、そういうことなども考え、あるいはその他先ほど申しした都市計画法などのことを考えて、ですから、沖繩が従来ひどい目にあつたといふことを前提とすれば、私の

申し上げることは不十分かもしれませんが、そういうことをやはりアメリカに迫及するというような、そういう点を私は特に強調しまして、法律論としては、私は、やはりそれで一応適正手続が、やむを得ないが、しかたがない、そういうふうな考えております。

○松井誠君 新里公述人には、このあとで、いまの問題についてお尋ねをしたいと思います。私のお尋ねとずいぶん食い違ひするから……。具体的に申し上げますと、たとえば、先生は、この告示というものは、それに対して行政訴訟の対象になり得る、あるいは不服審査の対象になり得る、それはなぜかといえ、この告示が権利侵害をしているからだ、こういう意味でおっしゃった。いろいろな例をあげましたけれども、その中の一つに、土地収用法による、いわば細目の公告、こういうものが行政訴訟の対象になり得るのと同じに、この告示も行政訴訟の対象になり得る、こういうお話がございました。しかし、告示は、収用のときの公告の細目と違って、収用の細目の公告というのは、それによって土地の現状の変更を禁止をするという、現実に権利侵害という状態が出てくる。しかし、この告示というのは、御承知のように、施政権返還までは、具体的に目に見えぬ形で権利侵害というものは何もない。それで、一体行政訴訟がどうしてできるのだらう。つまり、そういう意味で施政権が返ってこない段階でのこの告示というものの特異な性格、そういうものをお認めになった上で、その点を、つまりはなさそうに思われるのですから、その点を、つまり、私が先ほどから施政権返還前の告示というものの性格を問題にしているのは、たとえばそういうところに出てくるわけですね。そのことは、永田公述人と新里公述人とにお願いしたいと思ひます。

○公述人(永田一郎君) 私の言い方が、どうも時間ばかり気にして不十分だったのでございますが、現在の行政事件訴訟法は、事実行為について出訴できます。ですから、この本法公布

ということについて、附則において、これを琉球政府に対して日本が通知する義務がございまして、官報というものが、たとえ沖縄に對して、いわゆる本法施行前は行き渡らなくとも、琉球政府に対する通報でもって、琉球政府としてその地主の皆さんに何らかの形でその通知なり公布が行き渡ると思ひます。そういう点において、この事実行為が、事実行為といつても、警察官にぶんなぐられたのは、これは事実行為がその場で終わりますから、国家賠償でやるはしかたがございせんが、土地がアメリカの布令二十号で違法、不当に瑕疵を持って占有されている状態が継続するという事実行為をこの公布によって知った地主は、それをやはり事実行為の権利侵害として出訴できると私は考えます。

○公述人(新里恵三君) 憲法三十一条の適正手続のことが話題になっておるわけですが、憲法三十一条が規定している法定手続の場合には、単に告知だけではだめなんでありまして、告知、聴聞、防衛の機会というふうな普通にはいわれております。つまり、権利侵害をするほうが、こういう処分をするぞということを通知する、そうしますと、権利侵害を受けるほうが不平不満を言う機会を与える、あるいは防衛の機会を与える、こういう機会が与えられなきゃいけないというのがデュー・プロセスだと私は思ひます。そういう意味では、聴聞、防衛の機会が全然ない。つまり、接収される軍用地地主が、私の土地は米軍に、もしくは自衛隊に使用されるよりも、たとえば都市計画、あるいは、周辺が宅地化しているから私はこれを返してもらって宅地として使用したいといったふうな弁解、防衛の機会を与えて、そしてその上で、なおかつ国家的な利益のほうが優先するといふ判断を、何らかの公平な第三者機関でやっ

いうことについて言いますと、私も、当初、行政訴訟はできない、というのは行政処分がないからだといふふうな考えでございましたけれども、衆議院の審議の段階で、政府側の答弁で、いや、抗告訴訟もできるんだと、こういうふうなことが言われているわけです。そういたしますと、告示というやつは、一体だれを名あて人としているのかというところが、まず問題になるわけです。通常、行政処分の場合ですと、名あて人がはっきりしているわけですが、この場合は名あて人がはっきりしていない、ばく然とした軍用地主と、こういうことになっておるわけです。それから、いま問題になりました、琉球政府に通知をする、琉球政府は何らかの周知の機会を与えらるうということになっておるわけですが、これらも、一体、個々の軍用地主は、かりに行政訴訟を起すとする、権利侵害があったということを立てるためには、告示にある、おそろく図面かなにかで、地図の上で、この部分は米軍の基地に使う、この部分は自衛隊の基地に使うということをやするわけでしょうけれども、その図面の上でこの区域の中に自分の土地が存在するんだということをみずから立証しなきゃいけないのかどうかという問題も出てくるかと思ひます。

それから、土地収用法の問題がございましたけれども、これはもう、衆議院以来、たびたび議論されていくことで、現行の土地収用法が一九五一年に改正されましたときに、旧土地収用法には、たとえば天皇の陵墓でありますとか、そういうもののために土地収用ができる、あるいは軍用地のために土地収用ができるというのがあったわけですが、これを一九五一年の改正のときに削除したわけです。そのときの政府委員の説明の中では、こういう事項を設けることは新憲法の精神に違反する、つまり、天皇が君主じゃなくて象徴になった場合に、天皇の陵墓のために土地収用する、というところは、新憲法の精神に反する、憲法九条との関連で、軍用地のために土地収用を許すのはよくないということに削ったわけでありま

から、本来、土地収用法によつては自衛隊のための用地の取得はできないはずだといふふうに私は考えております。

それから、もう一つ、今度の公共用地の暫定使用法案は、米軍の土地だけじゃなくて、自衛隊の土地も強制収用できるといふふうになっているのが一つの特徴ですけれども、周知のように、本土では自衛隊のための土地の収用に土地収用法が使われた例はないわけです。これは、現に、たとえば茨城県の百里の場合でありまして、あるいは北海道の長沼の場合でありまして、あるいは北海道的富田演習場といったところで、土地収用法の発動はないわけです。ところが、沖縄に限って、いわば潜脱工作のような形で自衛隊のための用地を取得するといふふうになっているわけですから、これは明らかに法律的に問題があるといふふうに私は考えております。

○松井誠君 告示には、あて名がございせんけれども、一般処分も、この個々の権利に直接関係するといふような場合には行政訴訟の対象になり得るわけですから、それは必ずしも問題にはならぬかもしれないと思ひますが、永田公述人に、これは繰り返して恐縮でありますけれども、確かに事実行為でもこれは行政訴訟の対象になり得る、そういう考えはありますし、そのことを私はいま問題にしようとは思ひません。しかし、政府は、この告示というものは、いわば準法律行為的な行政行為なんだという説明をされておるわけです。しかし、それじゃどういふ法律上の効果がある行政行為かという、いろいろありますけれども、そのことは私はいま省略しまして、かりに事実行為でもけつこうです。事実行為でもけつこうですが、この告示が具体的にそれじゃ権利侵害といふものを引き起こすのかどうか。行政訴訟の対象になり得るような権利侵害といふものを告示の段階で引き起こすのかどうか、起こすすれば一体どういふ具体的な権利の侵害といふのがあり得るのか、何を一体権利の侵害と見られる

のか、そのことはどうなんでしょうか。

○公述人(永田一郎君) いまの先生のお話のとおり、事実行為に対する訴訟については、これは明文上もありまして、やれるということを御質問者の先生も御承知のようでございますけれども、大体、事実行為の違法の発生時というのはきわめて不明確なもので、これも学説が分かれておりますが、とにかく、現状として事実行為がある場合、つまり、これは訴訟が、処分のあることを知った日から三カ月という、知った日との関連で出訴期間を失って、訴訟しても却下されるおそれがある。ですから、事実行為の出訴というのは非常にむずかしいのでございますが、本件に対して言え

ば、やはり、先生が施行前の告示というのを非常に疑問視されております。やはり、告示のことを知った日から、つまり、琉球政府を經由して知った日から事実行為の起算点が始まる、それから三カ月とか。そういうところにおいて、警察官にぶんなぐられた場合と違って、事実行為が継続状態でございますから、しかも、行政事件訴訟法九条カコ書きを含めて、原告適格並びに訴えの利益を非常に広く解しておりますから、そういうふうな意味で、訴訟をやる上に告示ということがきわめて重要な役割りを果たすと私思いますし、それから、権利侵害の地主さん関係がどういう立証をするかというところは、これは立証責任の分担論として訴訟法上もいろいろ意見が分かれてます

が、こういう場合に、先ほどの公述人の諸先生の御発言もあったとおり、沖繩の場合は非常に特殊な問題で、たとえば、従来の登記簿なんかなくなっているとか、その他、アメリカ軍が布令でもって、インチャにいろいろ取り上げちゃったな

は期待しております。

○松井誠君 実は、私がお尋ねをしたのは、事実行為かどうかということよりも、権利侵害という、何かそういうものがなければ訴訟は起こせないわけ、告示というものは具体的にどういう権利侵害を起しておるんだらうかということをお尋ねしたんですから、そのことだけでけっこうです。

○公述人(永田一郎君) 事実行為が継続していることが告示によって、つまり、一応沖繩が返還されます、つまり、従来の使用主がアメリカ軍から日本に変わるといふ、その使用主が変わったというこの通知が、新たに何らかの意味で訴訟上の起算時とか、そういうことにおいて先生が非常に気にされておられますのは、私はあるんじゃないかと思うのでございますが、どうもちょっと御期待に沿いかねて恐縮でございます。

○松井誠君 もう先生十分この法律をお読みになっておいていただいたと思うんですが、告示というのは施政権返還前に行なわれるわけですね。そして使用権の設定というのは施政権返還と同時に

に行なわれる。ですから、使用権の設定という意味での権利侵害は、告示の段階ではないわけです。ですから、何を権利侵害と言われるのかという

い暫定法ができるので、その暫定法に伴う——もちろん先生の御指摘のとおり、施行前の場合です

が、前ということも、事前にあるからこそ、その間その事実行為の権利侵害の状態ということが今後

も継続するぞというところを、琉球政府を經由して通知して行くということにおいて、法律的に知ったものとして考えられると私は思うんですが、それでどうも不十分でしたら、ちょっと何とも言え

ませんが。

○松井誠君 法廷じゃありませんから、私もそうあまり詳しくお尋ねをしたいとは思いませんけれども、そうすると、いまちょっと言われたのは——事実行為によって権利侵害が起きるか、行政行為によって権利侵害が起きるか、そのことを問題にしているんじゃないかと、権利侵害の事実というものは一体何なのかということをお尋ねをされているわけですが、そうすると、いまの永田先生のお話をちょっと聞きますと、何か、施政権返還前にアメリカによる権利侵害があった、その権利侵害のずっと継続だから、日本政府の告示という段階でこれは権利侵害とらえてもいいんだと、そういう趣旨ですか。

○公述人(永田一郎君) そういう趣旨ですかと言われると、あれでありますけれども、つまり、権利侵害状態を、布告の段階では、その布告が効力が継続してあって、それが返還に伴って、返還前の告示によって、新たに今度は日本の司法権によって争い得るといふ意味での権利侵害の状態を知ったと、そういうふうには私は考えたいと思いま

で、もう一つ、われわれが憲法の問題でこの問題をやっぱり非常に重要視をしているのは、先ほどもちょっと言われましたけれども、二十九条三

項の問題なんです。それで、その前の、施政権返還前の違法が不法かというふうなことは、われわれ施政権を引き継ぐほうの日本政府としては関係

がないんだという話がありましたけれども、私はやっぱりそこところが、この二十九条三項を考えると、一番重大な問題に実はなるんじゃないかと思うんですよ。二十九条三項でわれわれが何を問題にするかといえ

ば、一つは、先ほど来お話をしておきますように、自衛隊あるいは米軍の基地も含めて、これは一体「公共の」ということになるかどうかという問題が一つあります。しかし、これはもう議論が双方、問題点

はつきりしてきますから、それはもういまま言いませんけれども、かりにそれが「公共の」ということになつて、この自衛隊なら自衛隊もそういう意味で収用が、自衛隊のために収用ができるんだという前提でかりに

題は一切抜きにして、どんな形であろうと、とにかく、いままで使っておったのだから、「適正且つ合理的」であると思ふやならぬというような言い分をするのは、実は政府の言い分なんです。そういうことではないんですか。

○公述人(永田一郎君) いま先生の御指摘の問題は非常に重要な、占領七年間の日本の国内法でいいますと、きわめて大きな問題に關連していると思うのですが、これは、私の考えでございしますが、農地解放なども連帯だと思ひます。それです。農地解放なども日本の裁判権がないと思うのか、ああいうものは日本の裁判権がないと思うのか、ああいう最高裁は判決しているわけではございしますが、そういう占領中の強制によってやつたものが、どういふふうな権利侵害であるかどうか。ですから、暫定法で、とりあえず、ここでとにかく受け継いで、そしてその後、あとで日本政府側が被告になり地主さんたちが原告になって——くどいようですが、二条一項の本文にある「土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することが出来る」ということの反対解釈をして、将来、正式に、地主さん対日本政府との、いろいろの管轄大臣との折衝なり、そういうことで解決する。過去の占領中の問題というのは、これは沖繩はずいぶん長いのでございしますが、これはやっぱり布令二十号については十分改めてくれなにかもわかりませんが、そういう問題については、何か別個の法律でもって、土地収用だけではなくて、日本の問題を離れて、占領中の沖繩だけについての米軍から受けたあらゆる損失補償、これは事後補償みたいなことなんですか、総合的に、何か特別立法で解決するという、そういう立法政策の問題なら別として、現在出ているドラフト関係では、ちよつと私何とも言いかねる問題じゃないかと思ひます。

○松井誠君 それじゃ、具体的なお尋ねをいたしますけれども、さつきもちよつと言ひましたが、土地の公用収用の基準というのに「適正且つ合理的」だというのは、日本の土地収用の場合の基準ですね。その基準というのはお認めになつた上で話だと思ひますが、そういう基準をお認めになつて、さて、アメリカ軍の基地をそのまま日本が引き継ぐときには、日本政府としては「適正且つ合理的」であるかどうかというフィルターにかけるチャンスが全然ない、チェックをするチャンスが全然ない。それなのに、日本の法制のワクの中で「適正且つ合理的」だといふ、この基準に合つておるといふお考えにもしなるとすれば、一体どういふ理由であらうかといふことです。

○公述人(永田一郎君) ですから、私の考えでは、あくまで暫定的だといふところに重点を置きまして、先ほども、私の不十分な話で恐縮でございしますが、とにかく、ヒヤリングなどについてもきわめて不十分であるし、それから土地収用法のいろいろな条文などの点も非常に省略してあるし、そういう点はきわめて遺憾な点が多い。それから日本の国内において、新たに——たとえばアメリカ軍が土地を取る場合は、安保条約六条に基づく土地収用等の特別措置法には、やはり判例や何か条文でも、先生のおっしゃつた「適正且つ合理的」といふことが出ておりますのだから、そういう点では、新たに日本の国内においてすらそういうことがいわれる。それで、沖繩の場合は、これが布令二十号でインテリキを取り方をうんとしている例があるといふことは私も知つておりますが、そういう場合、とにかく、沖繩が返るといふことにおいて、やっぱり比較考量上、暫定措置としてやむを得ないと、そういうことを申し上げるはかしかたがないと思ひます。

○松井誠君 やむを得ないといふこの法律の意味はよくわかりませんが、たとえば、こういう場合には「適正且つ合理的」といふ基準は要らないんだという趣旨なのか、あるいは「適正且つ合理的」といふものをチェックする機会が全然なくとも、これは「適正且つ合理的」だと思ひなかならぬといふような、あるいは推定しなかならぬといふような趣旨なのか。それが法律的概念として——行政法学者であられるものですから、一体、それをどうお考えなのかといふ、やむを得ないといふこととかなしに、その基準との関係でどういふことなのかといふことをお尋ねしたい。

最後に、新里公述人に、もうあらためて意見をお伺いすることもないと思ひますけれども、ひとつこの二十九条三項との関係について、あるいはこの法律と憲法とのかわり合ひの、その他の何か問題がありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○公述人(新里憲二君) 先ほど告示の性格について若干御質問があつたかと思ひますけれども、私の解釈に誤りがなければ、この告示は事実行為であるか行政行為であるかといふことは別にいたしまして、停止条件つき行為だと思ひます。つまり、この法律の効力の発生が、沖繩協定が発効して沖繩の施政権の返還がなされたときに発生する。そうしますと、権利侵害と言ふからには加害者があるわけだけれども、加害者は別に米軍ではなくて日本政府であるといふことになると思ひます。そういたしますと、先ほど御質問があつたように、権利侵害といふのは、来年の四月一日かあるいは七月一日か現実に沖繩協定が発効して施政権が返還された日に現実のものになるんだという解釈が一つできるかと思ひます。したがつて、われわれは、先ほど同僚の公述人から御意見がございまして、訴訟を起したら負けるだろうという御判断がございまして、私ども、私どもは弁護団を編成して、場合によつてこの法律の違憲無効といふことを主張して訴訟に持ち込みたいといふことも考へておりました。その場合に、もし日本の裁判所がほんとうの意味で司法権の獨立という立場に立つならば、沖繩の軍用地主の方を勝たせるに違ひない、こゝろいふに思つてゐるわけだけれども、かりに来年四月一日返還といふことになりまして、来年二月一日にこの告示がされて、私どもが訴訟を起したとして、裁判所がそのときにどういふ判断をするか。権利侵害が現実になるのは返還後ではないか、だから、返還後に訴訟するならともかく、今日訴訟するこ

とは権利侵害の発生という要件を充足してないといふふうな判断をすることはやはり一つ考えられるんじゃないか。そういう意味では、憲法の三十二條が規定している裁判を受ける機会を奪う法律である、かように考へることもできるかと思ひます。ただし、このあたりは全く珍妙無類な、先ほど私言ひましたけれども、少なくとも法律家の常識では考へられないような法律でありますから、政府が公権解釈としてどういふ解釈をとるか、このあたりは今後の質疑の中でぜひ野党の先生方が追及していただいて、一体この告示の法律的な性格は何か、権利侵害といふのはいつ発生するかといふことについては明らかにしておいていただきたい、かように私としては考へております。

それから、御指摘がありました二十九条三項との関係について言へば、これはもう私が申し上げるまでもなく、こゝろいふ手続が「適正且つ合理的」なものであるといふことは私も法律家の常識ではどういふ言へない。それからまた、暫定使用でやむを得ないといふふうな御意見などもございしましたけれども、普通われわれが法律上暫定使用と言ふのは、大体六カ月とか一年とか、そういうのをいふ法律上一時使用とか暫定使用とか言うわけでありまして、五年間もの長きにわたつて私権に対する制約を加えるといふものを暫定使用と言ふことはできない。したがつて、本法案でも、なるほど表題には暫定使用法案と書いてありますけれども、条文の中には暫定使用とか一時使用とかいふことは出てこなかったです。これは当然のことだと思ひます。

そのほかに、日本国憲法との公共用地の暫定使用法案についてはさまざまな問題がありますけれども、たとえば一九五二年に講和条約が発効いたしましたときには、もう本委員会でもすでに御承知のとおり、やはり同じような暫定使用法が出ておりました。九十日以内に通知をして六カ月をこえない範囲で暫定的に使用することができるといふふうになつていたと思ひます。そうします

は受け入れているのか、どうなのか。逆説的に言うならば、すべからずアメリカの経済的並びに軍事的、この二つの独自の判断によって返されたと見るべきではないのか、こういうふうに私は考えるのですが、いかがでしょう。

それから、共同声明の十項の中で、協議委員会のもとに準備委員会をつくる。その準備委員会の顧問に主席を迎えよう、主席を準備委員会に顧問として迎えることにより、沖縄の現地で渴望されるもの、求められるもの、これらのことが余すところなく準備委員会によって消化される、こういうことが実は共同声明の十項の中に明記されているわけですね。ところが、結果においては相当分厚な、しかも重要な、全体にわたる建議書というものが出されました。一体、この建議書というところがある限り、また、建議という状態で沖縄の諸問題を解決しなければならぬという主席の立場というものが、これが、はたして準備委員会の中にどう消化されてきたか。したがって、むしろ共同声明十項ということとは死文になってしまった。屋良主席が準備委員会にものを言う、ものを求める、こういう機会が封殺された結果が、いわば建議書という形であらわれてきたのではないかと、ですから、このことが、沖縄の心というものは何一つ返還内容には適合するものになっていない、こういったように私は認識をしているのですが、いかがでございましょうか。

○公述人(梶谷善久君) 沖縄の施政権返還が実現いたしましたおもしろなる原動力は、二十六年にわたる異民族の軍事支配に抵抗する沖縄県民の努力、並びにそれを結集した立法院の決議であると思えます。一九六九年の日米共同声明に基づく申し上げますのは、むしろそのワケ内にとじ込められた遺憾なる返還協定であるという意味でありま

す。すなわち、日本の政府は沖縄県民の意向をくみ上げることをせず、あるいはいま御指摘ありましたような、準備委員会に主席を顧問に加えながら、その意向が十分消化されていないという現実であります。しかしながら、外交交渉はオール・

オア・ナッシングではないのでありまして、そのワケ内においてもできるだけの努力をすべき、あるいはできるだけの成果をあげるべきかと考えます。本院におかれましてはいへん熱心に御討議をいただきますことも、たとえこの返還協定の中での返還でありましても、その返還の実質的内容を少しでもよくしていこうという努力かと存じます。一その御協力をいただきますと存じておる次第であります。

○森中守義君 これは議論の場所でございますから、もう一つお聞きいただきたい。せんだつて来、たとえば繊維問題、あるいは今回の円・ドルの問題、そうして返還協定、いずれもが、少なくとも独立国家としての日本の外交という観点からいけば、どう考えても対等の立場で対米交渉が行なわれたという、こういう認識には立てない。そこで、これはいろいろなファクターがあるでしょう。けれども、返還交渉は、もちろん、ありとあらゆるものが、事対米関係ということになる、一つも、国益を利するといふ、少なくとも返還協定について沖縄の希望にこたえる、願望にこたえるという、そういう内容がない。ですから、一体なぜ日米の交渉の際に、かくも日本は姿勢が低く、得るものがなく、多少これは寡聞であるかわかりませんが、失うものが多過ぎるような交渉にならねばならぬか、この辺を、つまり、日米という二国間の関係において何が問題であるのか、それを、戦勝者と敗者という、こういう位置づけとして考えていくべきなのか、その辺はどういうふうにお考えでありますし

やう。○参考人(梶谷善久君) 私は、戦勝者と敗者との関係というふうには考えません。その点は、むしろ終戦直後における日本の外交が、あたかもアメリカに甘えたようなかつこうでありまして、勝者が敗者にあわれみを持つ、あるいは寛大な心情を持つのが当然のように考えたのは、むしろ間違いであります。国際間の外交というものは、最も冷厳なる国益に基づいて行なわれるものと、こう考

えております。ところが、いま御指摘なさいましたように、繊維といひ、円・ドルといひ、返還協定といひ、あるいは米中接近といひ、さらには、アメリカが諸国の首脳と会談いたしますにも日本がどんじりにアメリカに呼びつけられるという形、すべて、日本の国益ないし威信をそこなうものである。なぜそのような外交を継続しなければいけないかということにつきましては、私も非常に疑問を感じております。

その点で私なりに理解いたしますことは、アメリカは、たとえその政権がきわめて腐敗したものである、あるいはきわめて国民の利益に反するものである、あるいは反共的であり親米的である限りをこれを支持するものであります。このようなことを申し上げましては、現在の政府・自民党に失礼でありますけれども、国民の利益の点からはとにかく、その党の利益から申しますならば、アメリカとこのような外交をすることを有利とお考えになつてゐるのではないかと、このような疑念さえ持つのであります。

協議の対象になるということで、表づら裏づらという二つの側面があるのじゃないか、こういうふうに思うのですが、戦略的に核がほんとうに沖縄から抜けるものかどうか。むしろ、第七艦隊の隷下にある第三海兵師団がその中心になるであろう。それらの艦隊がいやしくも核弾頭があるというところは、これはもう周知の事実だと思ふのです。したがって、一体沖縄から核が抜けるものかどうか、これが一点であります。

さらにアメリカが日本以外の各地域に展開をしているこれら軍事基地あるいは戦力、それを提供している各国、沖縄と同等のもの、協定、取りきめ、あるいは戦力の内容ですね、これ以上のもので、これと同等のものが他にあるかどうか。この二点をお尋ねして質問を終わらしていただきます。

○公述人(梶谷善久君) 沖縄における核兵器が撤去されるかというところは、二つの判断があると思ひます。一つは、返還協定において、日本の政策に背馳しないといったことを拡大解決いたしましたとして、おそらく沖縄には核がなくなるであろうという判断であります。もう一つは、冷戦かつ現実的な戦略目的に沿って核が置かれるのであるかと、そういう判断であります。甘えを除きまして、ごく普通に考えますと、後者の判断に立つのが常識ではないかと考えます。

あります。この点におきまして、このたびの返還協定の内容を見てまいりますと、非常に危険かつ残念なものが多くあります。

○森中義君 新里公述人に一つお尋ねいたします。

御承知のように、今日の事前協議というものは交換公文に基づいておる。そこで一体、交換公文というのは、条約あるいは協定という、こういうものにはランクづけられるかどうか、過去にずいぶんこれは議論いたしてまいりました。ところが、この交換公文に定められている事前協議では、まことにその内容が抽象的。抽象的であるものを、たとえば重要な装備の変更等は、かくかくの部隊の変動であるなどと政府のほうではいろいろな答弁をされておりますけれども、これは一つもきめ手になるようなことがない。そこで、今日のこの事前協議という問題は、この際、意見としては、いまだ少し細部的な協定、細目協定等が必要だろう、そうしなければ、いかに核の点検をやれといつてみても、きわめて現実性に乏しい、こういう意味で、この交換公文の中にある事前協議を、間違いない歯どめになり得るという解釈であるかどうか、この点をひとつお答えいただけますか。

○公述人(新里恵二君) 一九六〇年に新安保条約が審議されたときに、与野党の間で最大の問題になったのが、この事前協議に関する交換公文は歯どめになるかならないかという問題だったと思います。ところで、六五年の二月に、いわゆる北爆、ベトナム民主共和国に対する爆撃が始まったわけですけれども、あの直後に、横田にいた戦闘爆撃機が一斉にいきなりなりました。どこに行っただかというところ、沖繩に行っただけです。もちろん沖繩を経由してベトナムに行っただけです。ところが、政府自民党の説明によりますと、横田から沖繩に移動するのは単なる移動である、そして沖繩からベトナムに出撃するのは、これは戦闘作戦行動であるけれども、沖繩は施政権の範囲外であるから問題にならないのだと、いわゆる二段飛び出撃を是認するような議論があったわけなんです。

昭和四十七年一月八日印刷

昭和四十七年一月十日発行

ところが、日米共同声明と沖繩協定、それからそれに関連する国会議論なんかを見ておきますと、従来の、事前協議については原則としてノーであるという政府回答が、だんだんだんだん変わってまいりました。日本の国益に照らしてイエスと言う場合もあるし、ノーと言う場合もあると、こういうふうに変わってきた。のみならずナショナル・プレスクラブにおける佐藤首相の演説では、韓国に対して武力攻撃が発生したような場合には、前向きかつすみやかに態度を決定すると、こういうふうになっている。この前向きかつすみやかにというのには、御承知のとおり、ポジティブリー・アソッド・プロンプトリというふうになつていまして、むしろ積極的にかつ遅滞なく——遅滞なくというより、むしろ、時を移さず、間髪を入れずという感じのことばだろうと思えますけれども、そういういたしますと、今度はナショナル・プレスクラブの演説で、沖繩だけでなく、本土の基地からも直接の戦闘作戦行動についていよいよ口約束を与えて、こういう性質になるかと思えます。このナショナル・プレスクラブの演説というのは、別に佐藤首相が口から出まかせに思いついたことを言っただけじゃないわけでありまして、ジョンソン國務次官の背景説明の中では、きょうの十二時から佐藤首相はプレスクラブで演説をする、その演説の中で佐藤首相は、これこれこういう発言をするはずである、ただし十二時以前に記事を書いてもらうては困るというふうなことを言っておるわけです。そうしますと、おそらくプレスクラブにおける演説の内容というのは、日米共同声明と同じように、テキストのすみずみに至るまで厳密にニクソン大統領との合意がなされて、そして発表をされたというふうな考えざるを得ない。そういたしますと、先ほどの繰り返しになりますけれども、沖繩だけでなく、これまでは沖繩からは直接の戦闘作戦行動は可能だった、ところが沖繩だけでなく、本土の基地からも、たとえば朝鮮戦争が発生したとすれば、板付からも岩国からも佐世保からも直接の戦闘作戦行動が行なわれるとい

うことになる。そういう意味で事前協議条項というのは、日米共同声明との沖繩協定によって全く空洞化してしまおうし、いわばそういう意味で本土の沖繩化が達成される、そういう意味では安保条約が全く変質してしまうことになるのではないかと。条文自体は変わらなくても、その体制の果たす機能というものは変わってしまう、こういうふうな思いがあります。その場合に基本になるのは、いま御指摘がありましたように、一体この事前協議における、事前協議に基づく監視ですね、これをどうして実効的にするかとということ、もちろん細目の協定をつくるということもたいへんけっこうだと思えますけれども、基本は先ほど午前中の公述人の公述がございましたけれども、一体アメリカを信頼するの信頼しないのか、向こうが口約束で核は持ち込みませんと言ったら、それを信頼するのかどうか。これは私も法律家でありませうけれども、法律家というものはともと相手信用できないからこまかく取りきめをするわけですから、契約にしても、相手が債務を履行しない可能性があるからこそ文書での契約をしております。憲法でありますれば、これはジェファソンが言っているように、憲法の精神というのは政府に対する不信を基本にするのだということを言っております。そういうものを、いわばアメリカがその言うのだからそれを信用しなさいという態度でこの事前協議の運用が行なわれるとすれば、たいへんに危険である、こういうふうに私は考えております。

ついでですけれども、もしかりに事前協議条項に基づいて事前協議を求められ、日本政府がイエスと言うということになって、本土の基地からも発進が行なわれるとすれば、これは相手方は当然に沖繩を含む本土の米軍基地をいざ反撃する権利を与えられるということになるかと思えます。そうしますと、六〇年の安保の審議のときに、例のU2機の事件という問題が起きました。厚木から飛んでいった飛行機がソ連の領空で撃墜されたのですけれども、あのときに、ソ連の国防相で

ありますマリノフスキーも、もしこのような事態が続くのであれば、われわれはロケットでもって直接に日米軍基地を攻撃する権利を留保するといった意味の警告を発しましたけれども、その場合に藤山愛一郎外務大臣が、もしそういうことになれば安保条約五条を発動する、そうして自衛隊は米軍と共同行動をとるのだ、こういうような意味の答弁をいたしましたけれども、こうなりますと、いわば日本の国民が全く何にも知らない間に、寝耳に水のような形でアメリカの戦争にわが国が巻き込まれるということになるわけですから、これは日本のいわば主権に属する宣戦布告の権限を、アメリカにまかせること委任する、一億の日本国民の命を、どうにでも自由にお使いくださいというふうな形でアメリカに差し出している、そういうふうな屈辱的な性格を持っているのじゃないかと、かように私は考えております。

○委員長(長谷川仁君) 他に御発言もないようですから、これにて質疑を終わります。

公述人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しいところを本公聴会に御出席を賜わりまして、長時間にわたりまして貴重な御意見を述べいただきました。なお、本日は、委員会の開会が予定よりたいへんおくれまして、皆さまに御迷惑をおかけいたしましたので、申しわけございませんでした。

委員会を代表いたしましてここに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

午後五時十四分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局